

【公開版】

資料 4-5	令和 2 年 1 月 30 日
日本原燃株式会社	

六ヶ所再処理施設における
新規制基準に対する適合性

第 37 条： 有機溶媒等による火災又は爆発に
対処するための設備

目 次

1 章 基準適合性

1 . 概要

2 . 設計方針

2 . 1 T B P 等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備

2.1.1.1 プルトニウム濃縮缶への供給の停止に使用する設備

2.1.1.2 計装設備の重大事故等対処計装設備

2.1.1.3 所内電源系統

2.1.2.1 加熱蒸気の供給の停止に使用する設備

2.1.2.2 計装設備の重大事故等対処計装設備

2.1.2.3 所内電源系統

2.1.3.1 貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備

2.1.3.2 計装設備の重大事故等対処計装設備

2.1.3.3 所内電源系統

2.1.3.4 T B P 等の錯体の急激な分解反応の拡大防止に必要な監視測定設備

2.1.4.1 放出低減対策に使用する設備

2.1.4.2 所内電源系統

2.1.4.3 T B P 等の錯体の急激な分解反応の拡大防止に必要な監視測定設備

2. 2 多様性，位置的分散

2. 3 悪影響防止

- a. プルトニウム濃縮缶への供給の停止に使用する設備
- b. 加熱蒸気の供給の停止に使用する設備
- c. 貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備
- d. 放出低減対策に使用する設備

2. 4 容量等

- a. プルトニウム濃縮缶への供給の停止に使用する設備
- b. 加熱蒸気の供給の停止に使用する設備
- c. 貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備
- d. 放出低減対策に使用する設備

2. 5 環境条件等

2. 6 操作性の確保

- a. プルトニウム濃縮缶への供給の停止に使用する設備
- b. 加熱蒸気の供給の停止に使用する設備
- c. 貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備
- d. 放出低減対策に使用する設備

2. 7 試験検査

3. 主要設備及び仕様

第37.1表 「T B P等の錯体の急激な分解反応の発生」を想定する対象機器

第37.2表 T B P等の錯体の急激な分解反応の対処に用いる主要設備の仕様

第37.1図 T B P等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備の系統概要図(プルトニウム濃縮缶への供給停止・加熱蒸気の供給停止)

第37.2図 T B P等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備の系統概要図(貯留設備による放射性物質の貯留)

第37.3図 T B P等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備の系統概要図(放出低減対策)

第37.4図 T B P等の錯体の急激な分解反応の検知からプルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオン停止及び貯留設備への貯留自動シーケンス

2章 補足説明資料

1 章 基準適合性

重大事故は、再処理規則第1条の3において、設計上定める条件より厳しい条件の下において発生する事故であって、次に掲げるものとされている。

- 一 セル内において発生する臨界事故
- 二 使用済燃料から分離された物であつて液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能が喪失した場合にセル内において発生する蒸発乾固
- 三 放射線分解によつて発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能が喪失した場合にセル内において発生する水素による爆発
- 四 セル内において発生する有機溶媒その他の物質による火災又は爆発（前号に掲げるものを除く。）
- 五 使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の著しい損傷
- 六 放射性物質の漏えい（前各号に掲げる事故に係るものを除く。）

これらに対して、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「事業指定基準規則」という。）

第三十七条では、以下の要求がされている。

（有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）

第三十七条 セル内において有機溶媒その他の物質を内包する施設には、再処理規則第一条の三第四号に規定する重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を設けなければならない。

- 一 火災又は爆発の発生（リン酸トリブチルの混入による急激な分解反応により発生するものを除く。）を未然に防止するために必要な設備
- 二 火災又は爆発が発生した場合において火災又は爆発を収束させるために必要な設備
- 三 火災又は爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備
- 四 火災又は爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備

（解釈）

- 1 第1項第1号に規定する「火災又は爆発の発生（リン酸トリブチルの混入による急激な分解反応により発生するものを除く。）を未然に防止するために必要な設備」とは、設計基準の要求により措置した設備とは異なる溶液の回収・移送設備、セル内注水設備等をいう。

また、設備の必要な個数は、当該重大事故等が発生するおそれがある安全上重要な施設の機器ごとに1セットとする。

- 2 第1項第2号に規定する「火災又は爆発が発生した場合において火災又は爆発を収束させるために必要な設備」とは、設計基準の要求により措置した設備とは異なる消火設備や窒息消火設備（ダンパ等の閉止）、漏えいした溶液の冷却設備、セル内注水設備等をいう。

また、設備の必要な個数は、当該重大事故等が発生するおそれがある安全上重要な施設の機器ごとに1セットとする。

- 3 第1項第3号に規定する「火災又は爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備」とは、閉止弁、密閉式ダンパ等をいい、「換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備」とは、水封安全器等をいう。

また、設備の必要な個数は、当該重大事故等が発生するおそれがある安全上重要な施設の機器ごとに1セットとする。

- 4 第1項第4号に規定する「放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備」とは、セル換気系統を代替するための設備等をいう。

また、セル換気系統の放射性物質を低減する機能を代替するための設備の必要な個数は、再処理施設に設置された排風機の台数と同数とする。

- 5 上記1、2及び3については、設備の信頼性が十分に高いと判断されない場合には、多様性も考慮して動作原理の異なる設備を追加すること。
- 6 同時に又は連鎖して発生する可能性のない事故の間で、設備を共用することは妨げない。
- 7 上記の措置には、対策を実施するために必要となる電源、補給水、施設の状態を監視するための設備の整備を含む。

適合のための設計方針

セル内において有機溶媒その他の物質を内包する施設にお

いて、有機溶媒等による火災又は爆発について評価する機器は、重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処施設を設ける設計とする。

第一号について

有機溶媒等による火災又は爆発は、リン酸トリブチルの混入による急激な分解反応に相当するT B P等の錯体の急激な分解反応を対象とするため、第一号に該当する設備はない。

第二号について

T B P等の錯体の急激な分解反応が発生した場合において、T B P等の錯体の急激な分解反応の拡大を防止できるようにするため、プルトニウム濃縮缶への供給の停止に使用する設備及び加熱蒸気の供給の停止に使用する設備で構成する。

第三号について

T B P等の錯体の急激な分解反応が発生した機器に接続する換気系統の配管の流路を遮断し、換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出できるようにするため、貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備及び放出低減対策に使用する設備で構成する。

第四号について

T B P等の錯体の急激な分解反応が発生した場合において、放射性物質を除去することにより、放射性物質の放出による影響を

緩和できるようにするため,貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備及び放出低減対策に使用する設備で構成する。

第 3 7 条 T B P 等の錯体の急激な分解反応に対処するための設備

1. 概要

1.1 T B P 等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備

T B P 等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備は、プルトニウム濃縮缶への供給の停止に使用する設備，加熱蒸気の供給の停止に使用する設備，貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備及び放出低減対策に使用する設備で構成する。

1.1.1 T B P 等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備

T B P 等の錯体の急激な分解反応が発生した場合，プルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止及びプルトニウム濃縮缶への加熱の停止により事象の拡大の防止として事象の再発を防止するため，プルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオンを自動で停止するとともに緊急停止系を作動させることでプルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオンを停止する。また，蒸気発生器へ蒸気を供給する系統の手動弁を閉止する。

さらに，T B P 等の錯体の急激な分解反応の発生を検知した場合，貯留タンクに放射性物質を導出するため，貯留設備の隔離弁を自動開放するとともに貯留設備の空気圧縮機を自動で起動し，貯留タンクに放射性物質を導く。同時に，精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）（以下，「廃ガス処理設備」という。）の流路を遮断するため，

当該系統上の隔離弁を自動閉止するとともに排風機を自動停止する。

上記導出操作は、貯留タンクの圧力が所定の圧力（0.7MPa）に達するまで継続し、所定の圧力に到達した場合には、排気経路を廃ガス処理設備に切り替える。

この操作は中央制御室からの操作で、廃ガス処理設備の隔離弁を開放するとともに廃ガス処理設備の排風機を起動する。この際、貯留タンクには逆止弁が設けられているため、貯留タンクから廃ガス処理設備への放射性物質の逆流はない。その後、中央制御室からの操作で貯留設備の隔離弁を閉止し、空気圧縮機を停止する。

これらの操作により、排気を廃ガス処理設備から主排気筒を介して放出する。

また、廃ガスポットからセルへ流出する放射性物質については、精製建屋換気設備のセル排気フィルタユニットにより除去する。

1.1.1.1 プルトニウム濃縮缶への供給の停止に使用する設備

プルトニウム濃縮缶への供給液の供給を停止するために、プルトニウム精製設備、一般圧縮空気系、計装設備及び電気設備を、常設重大事故等対処設備として位置づける。

また、プルトニウム濃縮缶への供給液の供給を停止するために、緊急停止系及び緊急停止操作スイッチを重大事故等対処設備として新たに設置する。

主要な設備は以下のとおりとする。

- i) 常設重大事故等対処設備
 - a) プルトニウム精製設備（設計基準設備兼用）
 - a-1) 配管・弁
 - a-2) プルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオン
 - b) 一般圧縮空気系（設計基準設備兼用）
 - b-1) 一般圧縮空気系
 - c) 計装設備の重大事故等対処設備
 - c-1) 緊急停止操作スイッチ（精製施設用）
 - c-2) 監視制御盤（設計基準設備兼用）
 - c-3) 緊急停止系（精製建屋）
 - c-4) プルトニウム濃縮缶供給槽液位計（設計基準設備兼用）
 - c-5) プルトニウム濃縮缶圧力計（設計基準設備兼用）
 - c-6) プルトニウム濃縮缶気相部温度計（設計基準設備兼用）
 - c-7) プルトニウム濃縮缶液相部温度計（設計基準設備兼用）
 - c-8) 供給槽ゲデオン流量計（設計基準設備兼用）
 - d) 電気設備の重大事故等対処設備（設計基準設備兼用）
 - d-1) 154 k V 母線
 - d-2) ケーブル及び電線路（154 k V）
 - d-3) 受電変圧器
 - d-4) 6.9kV 運転予備用母線
 - d-5) ケーブル及び電線路（6.9 k V）

- d-6) 460V 運転予備用母線
- d-7) 460V 運転予備用コントロールセンタ
- d-8) ケーブル及び電線路 (460 k V)
- d-9) 無停電電源装置
- d-10) 直流電源設備

1.1.1.2 加熱蒸気の供給の停止に使用する設備

プルトニウム濃縮缶への加熱蒸気の供給を停止するため、プルトニウム精製設備、計装設備及び電気設備を、常設重大事故等対処設備として位置づける。

主要な設備は以下のとおりとする。

- i) 常設重大事故等対処設備
 - a) プルトニウム精製設備 (設計基準設備兼用)
 - a-1) 配管・弁
 - a-2) 蒸気発生器へ蒸気を供給する系統の手動弁
 - b) 計装設備の重大事故等対処設備 (設計基準設備兼用)
 - b-1) 監視制御盤
 - b-2) 安全系監視制御盤
 - b-3) プルトニウム濃縮缶圧力計
 - b-4) プルトニウム濃縮缶気相部温度計
 - b-5) プルトニウム濃縮缶液相部温度計
 - b-6) プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度計
 - c) 電気設備の重大事故等対処設備 (設計基準設備兼用)
 - c-1) 154 k V 母線

- c-2) ケーブル及び電線路 (154 k V)
- c-3) 受電変圧器
- c-4) 6.9kV 非常用母線
- c-5) 6.9kV 運転予備用母線
- c-6) ケーブル及び電線路 (6.9 k V)
- c-7) 460V 非常用母線
- c-8) 460V 運転予備用母線
- c-9) 460V 非常用コントロールセンタ
- c-10) 460V 運転予備用コントロールセンタ
- c-11) ケーブル及び電線路 (460 k V)
- c-12) 非常用無停電電源装置
- c-13) 無停電電源装置
- c-14) 非常用直流電源設備
- c-15) 直流電源設備

1.1.1.3 貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備

貯留設備による放射性物質の貯留及び貯留後に高い除染能力が期待できる平常運転時の放出経路である廃ガス処理設備に復旧するため、T B P 等の錯体の急激な分解反応に伴い発生した放射性物質を貯留設備の貯留タンクに貯留するため、プルトニウム精製設備、T B P 等の錯体の急激な分解反応が発生したプルトニウム濃縮缶と接続される廃ガス処理設備、一般冷却水系、安全圧縮空気系、一般圧縮空気系、低レベル廃液処理設備、計装設備、電気設備、モニタリング設備、環境モニタリング設備、試料分析関係設備、放射能観測設備及び気象観測設備

を常設重大事故等対処設備として位置づける。

また、貯留タンクへの経路を確立し、空気圧縮機を用いて貯留タンクに放射性物質を含む気体を貯留し、大気中への放射性物質の放出量を低減するための貯留設備を重大事故等対処設備として新たに設置する。

主要な設備は以下のとおりとする。

- i) 常設重大事故等対処設備
 - a) プルトニウム精製設備（設計基準設備兼用）
 - a-1) 配管・弁
 - b) 廃ガス処理設備（設計基準設備兼用）
 - b-1) 高性能粒子フィルタ
 - b-2) 排風機
 - b-3) 隔離弁
 - b-4) 圧力計
 - b-5) 廃ガスポット
 - b-6) 主配管・弁
 - c) 貯留設備
 - c-1) 貯留設備の隔離弁
 - c-2) 貯留設備の空気圧縮機
 - c-3) 貯留設備の逆止弁
 - c-4) 貯留設備の貯留タンク
 - c-5) 貯留設備の主配管・弁
 - d) 一般冷却水系（設計基準設備兼用）
 - d-1) 一般冷却水系
 - e) 安全圧縮空気系（設計基準設備兼用）

- e-1) 安全圧縮空気系
- f) 一般圧縮空気系（設計基準設備兼用）
 - f-1) 一般圧縮空気系
- g) 低レベル廃液処理設備（設計基準設備兼用）
 - g-1) 第1低レベル廃液処理系配管
- h) 計装設備の重大事故等対処設備
 - h-1) 監視制御盤（設計基準設備兼用）
 - h-2) 安全系監視制御盤（設計基準設備兼用）
 - h-3) プルトニウム濃縮缶圧力計（設計基準設備兼用）
 - h-4) プルトニウム濃縮缶気相部温度計（設計基準設備兼用）
 - h-5) プルトニウム濃縮缶液相部温度計（設計基準設備兼用）
 - h-6) 貯留設備の圧力計
 - h-7) 貯留設備の流量計
- i) 電気設備の重大事故等対処設備（設計基準設備兼用）
 - i-1) 154kV 母線
 - i-2) ケーブル及び電線路（154 k V）
 - i-3) 受電変圧器
 - i-4) 6.9kV 非常用母線
 - i-5) 6.9kV 運転予備用母線
 - i-6) ケーブル及び電線路（6.9 k V）
 - i-7) 460V 非常用母線
 - i-8) 460V 運転予備用母線
 - i-9) 460V 非常用コントロールセンタ

- i - 10) 460V 運転予備用コントロールセンタ
- i - 11) ケーブル及び電線路 (460 k V)
- i - 12) 無停電電源装置
- i - 13) 非常用無停電電源装置
- i - 14) 非常用直流電源設備
- i - 15) 直流電源設備
- j) モニタリング設備 (設計基準設備兼用)
 - j - 1) 主排気筒の排気モニタリング設備
- k) 環境モニタリング設備 (設計基準設備兼用)
 - k - 1) 環境モニタリング設備
- l) 試料分析関係設備 (設計基準設備兼用)
 - l - 1) 放出管理分析設備
 - l - 2) 環境試料測定設備
- m) 放射能観測設備 (設計基準設備兼用)
 - m - 1) 放射能観測車
- n) 気象観測設備 (設計基準設備兼用)
 - n - 1) 気象観測設備

1.1.1.4 放出低減対策に使用する設備

プルトニウム濃縮缶から発生する廃ガス中の放射性物質を除去し、その廃ガスを貯留タンクへ貯留又は主排気筒から排気するため、若しくは廃ガスポットからセルへ導出された廃ガス中の放射性物質を除去し主排気筒から排気するため、プルトニウム精製設備、廃ガス処理設備、貯留設備、精製建屋換気設備、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備、主排気筒、電気

設備，モニタリング設備，環境モニタリング設備，試料分析関係設備，放射能観測設備及び気象観測設備を，常設重大事故等対処設備として位置づける。

貯留タンクへの経路を確立し，空気圧縮機を用いて貯留タンクに放射性物質を含む気体を貯留し，大気中への放射性物質の放出量を低減するための貯留設備を重大事故等対処設備として新たに設置する。

主要な設備は以下のとおりとする。

- i) 常設重大事故等対処設備
 - a) プルトニウム精製設備（設計基準設備兼用）
 - a-1) 配管・弁
 - b) 廃ガス処理設備（設計基準設備兼用）
 - b-1) 高性能粒子フィルタ
 - b-2) 排風機
 - b-3) 隔離弁
 - b-4) 主配管・弁
 - c) 貯留設備
 - c-1) 貯留設備の隔離弁
 - c-2) 貯留設備の貯留タンク
 - c-3) 貯留設備の主配管・弁
 - d) 精製建屋換気設備（設計基準設備兼用）
 - d-1) ダクト・ダンパ
 - d-2) グローブボックス・セル排風機
 - d-3) セル排気フィルタユニット

- e) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備（設計基準設備兼用）
 - e-1) ダクト・ダンパ
- f) 主排気筒（設計基準設備兼用）
 - f-1) 主排気筒
- g) 電気設備の重大事故等対処設備（設計基準設備兼用）
 - g-1) 154kV 母線
 - g-2) ケーブル及び電線路（154kV）
 - g-3) 受電変圧器
 - g-4) 6.9kV 非常用母線
 - g-5) 6.9kV 運転予備用母線
 - g-6) ケーブル及び電線路（6.9kV）
 - g-7) 460V 非常用母線
 - g-8) 460V 運転予備用母線
 - g-9) 460V 非常用コントロールセンタ
 - g-10) 460V 運転予備用コントロールセンタ
 - g-11) ケーブル及び電線路（460kV）
 - g-12) 無停電電源装置
 - g-13) 非常用直流電源設備
- h) 排気モニタリング設備（設計基準設備兼用）
 - h-1) 主排気筒の排気モニタリング設備
- i) 環境モニタリング設備（設計基準設備兼用）
 - i-1) 環境モニタリング設備
- j) 試料分析関係設備（設計基準設備兼用）
 - j-1) 放出管理分析設備

- j-2) 環境試料測定設備
- k) 放射能観測設備（設計基準設備兼用）
 - k-1) 放射能観測車
- l) 気象観測設備（設計基準設備兼用）
 - l-1) 気象観測設備

1.2 主な設計方針

1.2.1 T B P 等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備

地震に対してプルトニウム濃縮缶への供給の停止に使用する設備，加熱蒸気の供給の停止に使用する設備，貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備及び放出低減対策に使用する設備は，「第 31 条：地震による損傷の防止」に基づく設計とする。

プルトニウム濃縮缶への供給の停止に使用する設備，加熱蒸気の供給の停止に使用する設備，貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備及び放出低減対策に使用する設備は，安全機能を有する施設に適用する風（台風）等の外部からの衝撃による損傷の防止が図られた精製建屋に設置する。また，安全機能を有する施設に適用する風（台風）等の影響を受ける場合は，機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保する，安全上支障の生じない期間に修復を行う又はそれを組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。

プルトニウム濃縮缶への供給の停止に使用する設備，加熱蒸気の供給の停止に使用する設備，貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備及び放出低減対策に使用する設備は，直撃雷に対して構内接地網と接続した避雷設備を有する精製建屋内に設置する。間接雷に対して雷サージによる影響を軽減できる設計とする。

プルトニウム濃縮缶への供給の停止に使用する設備，加熱蒸気の供給の停止に使用する設備，貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備及び放出低減対策に使用する設備は，鳥類，小動物，水生植物等の付着又は侵入を考慮し，これら生物の侵入を防止又は抑制する設計を講じた精製建屋内に設置する。

プルトニウム濃縮缶への供給の停止に使用する設備，加熱蒸気の供給の停止に使用する設備，貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備及び放出低減対策に使用する設備は，精製建屋（屋内）に設置し，重大事故等時に想定される環境条件を考慮した設計とする。

プルトニウム濃縮缶への供給の停止に使用する設備，加熱蒸気の供給の停止に使用する設備，貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備及び放出低減対策に使用する設備は，周辺機器の転倒や落下に対しては，影響を受けない離れた場所に設置する。

プルトニウム濃縮缶への供給の停止に使用する設備，加熱蒸気の供給の停止に使用する設備，貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備及び放出低減対策に使用する設備は，火災

に対しては「第 29 条：火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。

1.2.1.1 プルトニウム濃縮缶への供給の停止に使用する設備

T B P 等の錯体の急激な分解反応の発生を検出する検出器及びその論理回路は、故障が発生した場合でも悪影響を及ぼさないよう、プルトニウム濃縮缶圧力高高警報、プルトニウム濃縮缶気相部温度高警報及びプルトニウム濃縮缶液相部温度高警報の 2 つ以上が発生した場合に、T B P 等の錯体の急激な分解反応が発生したと判定し、プルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオンの停止信号及び貯留設備の起動信号を発する。また、プルトニウム濃縮缶圧力計、プルトニウム濃縮缶気相部温度計、プルトニウム濃縮缶液相部温度計及びその論理回路については、誤作動により、貯留設備及び廃ガス処理設備の系統が切り替わること等が生じないように、2 o u t o f 3 論理回路とし、誤作動を考慮した設計とする。

万一、プルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオンの停止信号が誤作動した場合には、プルトニウム濃縮缶への供給液の供給が停止することになるが、供給液の供給が停止されることによって供給先のプルトニウム濃縮缶の安全機能を損なうことはない。

プルトニウム精製設備及び一般圧縮空気系は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

1.2.1.2 加熱蒸気の供給の停止に使用する設備

蒸気発生器へ蒸気を供給する系統の手動弁は、確実に操作できるようにするため、精製建屋内にて手動で操作できる構造とする。

蒸気発生器へ蒸気を供給する系統の手動弁は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

1.2.1.3 貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備

貯留設備は、T B P等の錯体の急激な分解反応の発生が検知された場合に、プルトニウム濃縮缶から放射性物質を含む気体が廃ガス処理設備を通じて外部に放出されるよりも早く、廃ガス処理設備の系統を遮断するとともに貯留タンクへ放射性物質を含む気体を導出が可能となるよう設計し、具体的には約1分以内に系統の切替えが完了し、貯留設備の貯留タンクに放射性物質を含む気体を導出できるよう、貯留設備の空気圧縮機を自動起動する。貯留設備の系統は、平常運転時は弁により再処理施設の他の系統から隔離し、重大事故等発生前（通常時）の離隔又は分離された状態から弁の作動により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

万一、貯留設備が誤作動した場合には、接続される廃ガス処理設備の経路が遮断され、貯留タンクへの経路に切り替えられるが、その場合でも廃ガス処理設備内の気体は貯留タンクにおいて貯留されることになるため、安全機能を損なうことはない。

貯留設備の貯留タンクは、T B P 等の錯体の急激な分解反応の発生の検知を起点として約 2 時間にわたって放射性物質を含む気体を貯留できる容量とする設計とする。

廃ガス処理設備，一般冷却水系，安全圧縮空気系及び一般圧縮空気系は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

廃ガス処理設備の排風機及び貯留設備の空気圧縮機は，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

1.2.1.4 放出低減対策に使用する設備

廃ガス処理設備，貯留設備，精製建屋換気設備，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備及び主排気筒は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

精製建屋換気設備のグローブボックス・セル排風機は，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

2. 設計方針

2.1 T B P 等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備

T B P 等の錯体の急激な分解反応の発生を検知した場合、プルトニウム濃縮缶への供給液の供給を停止するとともに、プルトニウム濃縮缶への加熱蒸気を供給する蒸気発生器への蒸気の供給を停止する。

T B P 等の錯体の急激な分解反応の発生を検知した場合には、貯留タンクに放射性物質を導出するため、貯留設備の隔離弁を自動開放するとともに貯留設備の空気圧縮機を自動で起動し貯留タンクに放射性物質を導く。同時に、廃ガス処理設備の流路を遮断するため、当該系統上の隔離弁を自動閉止するとともに排風機を自動停止する。

上記導出操作は、貯留タンクの圧力が所定の圧力（0.7MPa）に達するまで継続し、所定の圧力に達した場合には、排気経路を廃ガス処理設備に切り替える。

廃ガス処理設備への切替操作は、中央制御室から実施し、廃ガス処理設備の隔離弁を開放するとともに廃ガス処理設備の排風機を起動する。この際、貯留タンクには逆止弁が設けられているため、貯留タンクから廃ガス処理設備への放射性物質の逆流はない。その後、中央制御室からの操作で貯留設備の隔離弁を閉止し、空気圧縮機を停止する。

これらの操作により、排気を廃ガス処理設備から主排気筒を介して放出する。

T B P 等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備は、以下の 2.1.1.1 から 2.1.4.3 で構成する。

2.1.1.1 プルトニウム濃縮缶への供給の停止に使用する設備

プルトニウム濃縮缶への供給の停止に使用する設備は、T B P 等の錯体の急激な分解反応が発生した場合において、T B P 等の錯体の急激な分解反応の再発を防止するため、プルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオン、プルトニウム精製設備の配管及び一般圧縮空気系を常設重大事故等対処設備として位置づける。

プルトニウム濃縮缶への供給の停止に使用する設備の系統概要図を第37.1図に示す。また、プルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオンの自動停止シーケンスを第37.4図に示す。

主要な設備は、以下のとおりとする。

- i) 常設重大事故等対処設備
 - a) プルトニウム精製設備（設計基準設備兼用）
 - a-1) 配管・弁
 - a-2) プルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオン
 - b) 一般圧縮空気系（設計基準設備兼用）
 - b-1) 一般圧縮空気系

2.1.1.2 計装設備の重大事故等対処計装設備

重大事故等対処計装設備は、T B P 等の錯体の急激な分解反応が発生した場合に T B P 等の錯体の急激な分解反応の発生を検知し、論理回路によりプルトニウム濃縮缶への供給液の供給を自動で停止するとともにプルトニウム濃縮缶への供給液

の供給が停止したことを確認するため、監視制御盤、プルトニウム濃縮缶圧力計、プルトニウム濃縮缶気相部温度計、プルトニウム濃縮缶液相部温度計、プルトニウム濃縮缶供給槽液位計及び供給槽ゲデオン流量計を常設重大事故等対処設備と位置づける。

T B P 等の錯体の急激な分解反応の発生を検出する検出器は、計器の単一故障や誤作動が発生した場合でも悪影響を及ぼさないよう、プルトニウム濃縮缶圧力計、プルトニウム濃縮缶気相部温度計、プルトニウム濃縮缶液相部温度計の3台の検出器で構成し、同時に2台以上の検出器において異常を検知した場合に、中央制御室において警報を発するとともに、プルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオンの停止信号及び貯留設備の起動信号を発する。

プルトニウム濃縮缶圧力計は、プルトニウム濃縮缶内でT B P 等の錯体の急激な分解反応が発生した場合に圧力が急激に上昇することから、T B P 等の錯体の急激な分解反応を検知して確実に警報を発するように設定し、具体的には圧力高警報の約2倍の圧力を目安に設定する。

プルトニウム濃縮缶気相部温度計は、プルトニウム濃縮缶内でT B P 等の錯体の急激な分解反応が発生した場合に温度が急激に上昇することから、T B P 等の錯体の急激な分解反応を検知して確実に警報を発するように設定し、具体的には文献値を基にT B P 等の錯体の急激な分解反応が発生する温度を目安に設定する。

プルトニウム濃縮缶液相部温度計は、T B P 等の錯体の急激

な分解反応のおそれを検知して確実に警報を発するように設定し，具体的には熱的制限値を目安に設定する。

また，プルトニウム濃縮缶への供給液の供給を停止するために，緊急停止系及び緊急停止操作スイッチを重大事故等対処設備として新たに設置する。

主要な設備は，以下のとおりとする。

- i) 常設重大事故等対処設備
 - a) 計装設備の重大事故等対処設備
 - a-1) 緊急停止操作スイッチ（精製施設用）
 - a-2) 監視制御盤（設計基準設備兼用）
 - a-3) 緊急停止系（精製建屋）
 - a-4) プルトニウム濃縮缶供給槽液位計（設計基準設備兼用）
 - a-5) プルトニウム濃縮缶圧力計（設計基準設備兼用）
 - a-6) プルトニウム濃縮缶気相部温度計（設計基準設備兼用）
 - a-7) プルトニウム濃縮缶液相部温度計（設計基準設備兼用）
 - a-8) 供給槽ゲデオン流量計（設計基準設備兼用）

2.1.1.3 所内電源系統

プルトニウム濃縮缶への供給の停止に使用する設備は設計基準において整備した電源系統から電源を供給するため，154 kV母線，受電変圧器，ケーブル及び電線路，運転予備用母線，運転予備用コントロールセンタ，無停電電源装置及び直流電源設備を常設重大事故等対処設備と位置づける。

主要な設備は、以下のとおりとする。

- i) 常設重大事故等対処設備
 - a) 電気設備の重大事故等対処設備（設計基準設備兼用）
 - a-1) 154 k V 母線
 - a-2) ケーブル及び電線路（154 k V）
 - a-3) 受電変圧器
 - a-4) 6.9kV 運転予備用母線
 - a-5) ケーブル及び電線路（6.9 k V）
 - a-6) 460V 運転予備用母線
 - a-7) 460V 運転予備用コントロールセンタ
 - a-8) ケーブル及び電線路（460 k V）
 - a-9) 無停電電源装置
 - a-10) 直流電源設備

2.1.2.1 加熱蒸気の供給の停止に使用する設備

加熱蒸気の供給の停止に使用する設備は、T B P 等の錯体の急激な分解反応が発生した場合において、T B P 等の錯体の急激な分解反応の再発を防止するため、プルトニウム精製設備の配管、蒸気発生器へ蒸気を供給する系統の手動弁を常設重大事故等対処設備として位置づける。

蒸気発生器へ蒸気を供給する系統の手動弁は、現場にて閉止操作をすることにより、濃縮缶を加熱する蒸気発生器への蒸気供給を停止する。

加熱蒸気の供給の停止に使用する設備の系統概要図を第 37.1 図に示す。

主要な設備は、以下のとおりとする。

- i) 常設重大事故等対処設備
 - a) プルトニウム精製設備（設計基準設備兼用）
 - a-1) 配管・弁
 - a-2) 蒸気発生器へ蒸気を供給する系統の手動弁

2.1.2.2 計装設備の重大事故等対処計装設備

重大事故等対処計装設備は、T B P 等の錯体の急激な分解反応が発生した場合に、T B P 等の錯体の急激な分解反応の発生を検知し、プルトニウム濃縮缶の加熱が停止したことを確認するため、監視制御盤、プルトニウム濃縮缶圧力計、プルトニウム濃縮缶気相部温度計、プルトニウム濃縮缶液相部温度計及びプルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度計を常設重大事故等対処設備と位置づける。

2.1.1.2 で示したように、プルトニウム濃縮缶圧力計、プルトニウム濃縮缶気相部温度計及びプルトニウム濃縮缶液相部温度計の3台の検出器により、T B P 等の錯体の急激な分解反応の発生を検知する。

プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度計は、蒸気発生器へ蒸気を供給する系統の手動弁の閉止操作によりプルトニウム濃縮缶への加熱蒸気の供給が停止し、プルトニウム濃縮缶を加熱する系統の温度が低下することでT B P 等の錯体の急激な分解反応が発生する温度を下回ることを計測する。

主要な設備は、以下のとおりとする。

- i) 常設重大事故等対処設備

- a) 計装設備の重大事故等対処設備（設計基準設備兼用）
 - a-1) 監視制御盤
 - a-2) 安全系監視制御盤
 - a-3) プルトニウム濃縮缶圧力計
 - a-4) プルトニウム濃縮缶気相部温度計
 - a-5) プルトニウム濃縮缶液相部温度計
 - a-6) プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度計

2.1.2.3 所内電源系統

加熱蒸気の供給の停止に使用する設備は、設計基準において整備した電源系統から電源を供給するため、154 k V 母線、受電変圧器、ケーブル及び電線路、非常用母線、非常用コントロールセンタ、非常用無停電電源装置、非常用直流電源設備、運転予備用母線、運転予備用コントロールセンタ、無停電電源装置及び直流電源設備を常設重大事故等対処設備と位置づける。

主要な設備は、以下のとおりとする。

- i) 常設重大事故等対処設備
 - a) 電気設備の重大事故等対処設備（設計基準設備兼用）
 - a-1) 154 k V 母線
 - a-2) ケーブル及び電線路（154 k V）
 - a-3) 受電変圧器
 - a-4) 6.9kV 非常用母線
 - a-5) 6.9kV 運転予備用母線
 - a-6) ケーブル及び電線路（6.9 k V）
 - a-7) 460V 非常用母線

- a - 8) 460V 運転予備用母線
- a - 9) 460V 非常用コントロールセンタ
- a - 10) 460V 運転予備用コントロールセンタ
- a - 11) ケーブル及び電線路 (460 k V)
- a - 12) 非常用無停電電源装置
- a - 13) 無停電電源装置
- a - 14) 非常用直流電源設備
- a - 15) 直流電源設備

2.1.3.1 貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備

貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備は、プルトニウム精製設備、T B P 等の錯体の急激な分解反応が発生したプルトニウム濃縮缶と接続される廃ガス処理設備、一般冷却水系、安全圧縮空気系、一般圧縮空気系及び低レベル廃液処理設備を常設重大事故等対処設備に位置づける。

貯留タンクへの経路を確立し、空気圧縮機を用いて貯留タンクに放射性物質を含む気体を貯留し、大気中への放射性物質の放出量を低減するための貯留設備を重大事故等対処設備として新たに設置する。

貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備は、T B P 等の錯体の急激な分解反応が発生したプルトニウム濃縮缶と接続される廃ガス処理設備の経路を自動で切り替え、貯留タンクへの経路を確立し、空気圧縮機を用いて貯留タンクに放射性物質を含む気体を貯留し、大気中への放射性物質の放出量を低減するために用いる。その後、貯留設備の系統内の圧力等を監

視し、貯留タンクへの導出完了後に隔離弁を閉止することにより、放射性物質を貯留タンクに貯留する。

貯留設備は、プルトニウム濃縮缶圧力計、プルトニウム濃縮缶気相部温度計及びプルトニウム濃縮缶液相部温度計の3台の検出器によってT B P等の錯体の急激な分解反応を検知した場合に、プルトニウム濃縮缶から放射性物質を含む気体が廃ガス処理設備を通じて外部に放出されるよりも早く、廃ガス処理設備の経路を遮断するとともに、貯留タンクへの放射性物質の導出が可能となるよう設計し、具体的には約1分以内に系統の切替えが完了し、貯留設備の貯留タンクに放射性物質を含む気体を導出できるよう、自動で貯留設備の隔離弁を開くとともに空気圧縮機を起動する。

貯留設備での貯留にあたっては、廃ガス処理設備の水封部から放射性物質を含む気体がセルに導出されないよう圧力を制御する。圧力の制御においては、T B P等の錯体の急激な分解反応を考慮し、貯留設備への流量変化に追従できる制御方式とする。

貯留設備の隔離弁は多重化することで、他方の隔離弁が万一動作しない場合であっても、貯留設備への経路が維持され、T B P等の錯体の急激な分解反応が発生した場合に確実に放射性物質を含む気体を導出し、貯留できる設計とする。

貯留設備の空気圧縮機は、T B P等の錯体の急激な分解反応が発生した後に直ちに廃ガス処理設備から系統を切替え、貯留タンクへの貯留を開始できるよう起動時間を考慮し、具体的には、1分以内に定格出力となるよう設計する。

貯留設備の空気圧縮機で発生したドレン水については、低レベル廃液処理設備に移送し、適切に処理できる設計とする。

貯留設備の空気圧縮機は、冗長化することで、他方の空気圧縮機が万一起動しない場合であっても、気体を貯留できる設計とする。

貯留設備の貯留タンクには安全弁を設けるものとするが、万一、安全弁が作動した場合に備え、安全弁の開放端をセル又は廃ガス処理設備の経路に設ける設計とする。

貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備の系統概要図を第37.2図に示す。また、放射性物質の貯留に係る自動シーケンスを第37.4図に示す。

主要な設備は、以下のとおりとする。

- i) 常設重大事故等対処設備
 - a) プルトニウム精製設備（設計基準設備兼用）
 - a-1) 配管・弁
 - b) 廃ガス処理設備（設計基準設備兼用）
 - b-1) 高性能粒子フィルタ
 - b-2) 排風機
 - b-3) 隔離弁
 - b-4) 圧力計
 - b-5) 廃ガスポット
 - b-6) 主配管・弁
 - c) 貯留設備
 - c-1) 貯留設備の隔離弁
 - c-2) 貯留設備の空気圧縮機

- c-3) 貯留設備の逆止弁
- c-4) 貯留設備の貯留タンク
- c-5) 貯留設備の主配管・弁
- d) 一般冷却水系（設計基準設備兼用）
 - d-1) 一般冷却水系
- e) 安全圧縮空気系（設計基準設備兼用）
 - e-1) 安全圧縮空気系
- f) 一般圧縮空気系（設計基準設備兼用）
 - f-1) 一般圧縮空気系
- g) 低レベル廃液処理設備（設計基準設備兼用）
 - g-1) 第1低レベル廃液処理系配管

2.1.3.2 計装設備の重大事故等対処計装設備

重大事故等対処計装設備は、T B P等の錯体の急激な分解反応が発生した場合に放射性物質を含む気体を貯留設備に貯留し、貯留後に平常運転時の廃ガス処理設備にシステムを切り替えるため、監視制御盤、安全系監視制御盤、プルトニウム濃縮缶圧力計、プルトニウム濃縮缶気相部温度計及びプルトニウム濃縮缶液相部温度計を常設重大事故等対処設備に位置づける。

また、貯留設備の圧力計及び流量計を常設重大事故等対処設備として新たに設置する。

主要な設備は、以下のとおりとする。

- i) 常設重大事故等対処設備
 - a) 計装設備の重大事故等対処設備
 - a-1) 監視制御盤（設計基準設備兼用）

- a - 2) 安全系監視制御盤（設計基準設備兼用）
- a - 3) プルトニウム濃縮缶圧力計（設計基準設備兼用）
- a - 4) プルトニウム濃縮缶気相部温度計（設計基準設備兼用）
- a - 5) プルトニウム濃縮缶液相部温度計（設計基準設備兼用）
- a - 6) 貯留設備の圧力計
- a - 7) 貯留設備の流量計

2.1.3.3 所内電源系統

貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備は、設計基準において整備した電源系統から電源を供給するため、154kV母線、受電変圧器、ケーブル及び電線路、非常用母線、非常用コントロールセンタ、非常用無停電電源装置、非常用直流電源設備、運転予備用母線、運転予備用コントロールセンタ、無停電電源装置及び直流電源設備を常設重大事故等対処設備と位置づける。

主要な設備は、以下のとおりとする。

- i) 常設重大事故等対処設備
 - a) 電気設備の重大事故等対処設備（設計基準設備兼用）
 - a - 1) 154kV 母線
 - a - 2) ケーブル及び電線路（154 k V）
 - a - 3) 受電変圧器
 - a - 4) 6.9kV 非常用母線
 - a - 5) 6.9kV 運転予備用母線

- a - 6) ケーブル及び電線路 (6.9 k V)
- a - 7) 460V 非常用母線
- a - 8) 460V 運転予備用母線
- a - 9) 460V 非常用コントロールセンタ
- a - 10) 460V 運転予備用コントロールセンタ
- a - 11) ケーブル及び電線路 (460 k V)
- a - 12) 無停電電源装置
- a - 13) 非常用無停電電源装置
- a - 14) 非常用直流電源設備
- a - 15) 直流電源設備

2.1.3.4 T B P 等の錯体の急激な分解反応の拡大防止に必要な 監視測定設備

T B P 等の錯体の急激な分解反応の拡大防止に必要な監視測定設備は、貯留設備における貯留状況を監視するため、排気モニタリング設備、環境モニタリング設備、試料分析関係設備、放射能観測設備及び気象観測設備を常設重大事故等対処設備と位置づける。

主要な設備は、以下のとおりとする。

- a) 排気モニタリング設備 (設計基準設備兼用)
 - a - 1) 主排気筒の排気モニタリング設備
- b) 環境モニタリング設備 (設計基準設備兼用)
 - b - 1) 環境モニタリング設備
- c) 試料分析関係設備 (設計基準設備兼用)
 - c - 1) 放出管理分析設備

- c-2) 環境試料測定設備
- d) 放射能観測設備（設計基準設備兼用）
 - d-1) 放射能観測車
- e) 気象観測設備（設計基準設備兼用）
 - e-1) 気象観測設備

2.1.4.1 放出低減対策に使用する設備

放出低減対策に使用する設備は、プルトニウム濃縮缶から発生する廃ガスの放射性物質を除去するため、プルトニウム精製設備，塔槽類廃ガス処理設備，精製建屋換気設備，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備及び主排気筒を常設重大事故等対処設備として位置づける。

また，放射性物質を貯留する 2.1.3.1 で示した貯留設備について，放出低減対策にも使用する常設重大事故等対処設備として新たに設置する。

放出低減対策に使用する設備の系統概要図を第 37.3 図に示す。

主要な設備は，以下のとおりとする。

- i) 常設重大事故等対処設備
 - a) プルトニウム精製設備（設計基準設備兼用）
 - a-1) 配管・弁
 - b) 廃ガス処理設備（設計基準設備兼用）
 - b-1) 高性能粒子フィルタ
 - b-2) 排風機
 - b-3) 隔離弁

- b-4) 主配管・弁
 - c) 貯留設備
 - c-1) 貯留設備の隔離弁
 - c-2) 貯留設備の貯留タンク
 - c-3) 貯留設備の主配管・弁
 - d) 精製建屋換気設備（設計基準設備兼用）
 - d-1) ダクト・ダンパ
 - d-2) グローブボックス・セル排風機
 - d-3) セル排気フィルタユニット
 - e) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備（設計基準設備兼用）
 - e-1) ダクト・ダンパ
 - f) 主排気筒（設計基準設備兼用）
 - f-1) 主排気筒

2.1.4.2 所内電源系統

放出低減対策に使用する設備は、設計基準において整備した電源系統から電源を供給するため、154kV母線、受電変圧器、ケーブル及び電線路、非常用母線、非常用コントロールセンタ、非常用直流電源設備、運転予備用母線、運転予備用コントロールセンタ及び無停電電源装置を常設重大事故等対処設備と位置づける。

主要な設備は、以下のとおりとする。

- i) 常設重大事故等対処設備
 - a) 電気設備の重大事故等対処設備（設計基準設備兼用）

- a - 1) 6.9kV 運転予備用母線
- a - 2) 154kV 母線
 - a - 3) ケーブル及び電線路 (154kV)
 - a - 4) 受電変圧器
 - a - 5) 6.9kV 非常用母線
- a - 6) 6.9kV 運転予備用母線
 - a - 7) ケーブル及び電線路 (6.9kV)
 - a - 8) 460V 非常用母線
 - a - 9) 460V 運転予備用母線
 - a - 10) 460V 非常用コントロールセンタ
 - a - 11) 460V 運転予備用コントロールセンタ
 - a - 12) ケーブル及び電線路 (460kV)
 - a - 13) 無停電電源装置
 - a - 14) 非常用直流電源設備

2.1.4.3 T B P 等の錯体の急激な分解反応の拡大防止に必要な 監視測定設備

T B P 等の錯体の急激な分解反応の拡大防止に必要な監視測定設備は、放射性物質の放出の状況を監視するため、排気モニタリング設備、環境モニタリング設備、試料分析関係設備、放射能観測設備及び気象観測設備を常設重大事故等対処設備と位置づける。

主要な設備は、以下のとおりとする。

- a) 排気モニタリング設備 (設計基準設備兼用)
 - a - 1) 主排気筒の排気モニタリング設備

- b) 環境モニタリング設備（設計基準設備兼用）
 - b-1) 環境モニタリング設備
- c) 試料分析関係設備（設計基準設備兼用）
 - c-1) 放出管理分析設備
 - c-2) 環境試料測定設備
- d) 放射能観測設備（設計基準設備兼用）
 - d-1) 放射能観測車
- e) 気象観測設備（設計基準設備兼用）
 - e-1) 気象観測設備

2.2 多様性，位置的分散

基本方針については、「33条：重大事故等対処設備」の「2.1 多様性，位置的分散，悪影響防止等」に示す。

地震に対してプルトニウム濃縮缶への供給の停止に使用する設備，加熱蒸気の供給の停止に使用する設備，貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備及び放出低減対策に使用する設備は，「第31条：地震による損傷の防止」に基づく設計とする。

プルトニウム濃縮缶への供給の停止に使用する設備，加熱蒸気の供給の停止に使用する設備，貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備及び放出低減対策に使用する設備は，安全機能を有する施設に適用する風（台風）等の外部からの衝撃による損傷の防止が図られた精製建屋に設置する。また，安全機能を有する施設に適用する風（台風）等の影響を受ける場合は，機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により

必要な機能を確保する、安全上支障の生じない期間に修復を行う又はそれを組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。

プルトニウム濃縮缶への供給の停止に使用する設備、加熱蒸気の供給の停止に使用する設備、貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備及び放出低減対策に使用する設備は、直撃雷に対して構内接地網と接続した避雷設備を有する精製建屋又は制御建屋内に設置する。間接雷に対して雷サージによる影響を軽減できる設計とする。

プルトニウム濃縮缶への供給の停止に使用する設備、加熱蒸気の供給の停止に使用する設備、貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備及び放出低減対策に使用する設備は、鳥類、小動物、水生植物等の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制する設計を講じた精製建屋内に設置する。

計装設備の重大事故等対処設備の多様性、位置的分散については、「43条：計装設備」にて記載する。

所内電源システムの多様性、位置的分散については、「42条：所内電源システム」にて記載する。

排気モニタリング設備、環境モニタリング設備、試料分析関係設備、放射能観測設備及び気象観測設備の多様性、位置的分散については、「45条：監視測定設備」にて記載する。

2.3 悪影響防止

基本方針については、「33条：重大事故等対処設備」の「2.1 多様性，位置的分散，悪影響防止等」に示す。

a. プルトニウム濃縮缶への供給の停止に使用する設備

T B P 等の錯体の急激な分解反応の発生を検出する検出器及びその論理回路については，誤作動により，プルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオン，貯留設備及び廃ガス処理設備の系統が切り替わること等の悪影響が生じないように，誤作動を考慮した設計とする。

万一，プルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオンの停止信号が誤作動した場合には，プルトニウム濃縮缶への供給液の供給が停止されることになるが，供給液の供給が停止されることによって供給先のプルトニウム濃縮缶の安全機能を損なうことはない。

プルトニウム精製設備及び一般圧縮空気系は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

所内電源系統の悪影響の防止については，「42条：所内電源系統」に記載する。

b. 加熱蒸気の供給の停止に使用する設備

蒸気発生器へ蒸気を供給する系統の手動弁は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を

及ぼさない設計とする。

計測制御設備の重大事故等対処設備の悪影響の防止については、「43条：計装設備」にて記載する。

計測制御設備の重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

所内電源系統の悪影響の防止については、「42条：所内電源系統」に記載する。

c. 貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備

貯留設備の系統は、平常運転時は弁により再処理施設の他の系統から隔離し、重大事故等発生前（通常時）の離隔又は分離された状態から弁の作動により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。特に、T B P等の錯体の急激な分解反応が発生したプルトニウム濃縮缶が接続される廃ガス処理設備に対して悪影響を及ぼさないよう、動的機器の誤作動を考慮し多重化等の措置を講じた設計とする。

万一、貯留設備が誤作動した場合には、接続される廃ガス処理系統の経路が遮断され、貯留タンクへの経路に切り替えられるが、その場合でも廃ガス処理系統内の気体は貯留タンクにおいて貯留されることになるため、安全機能を損なうことはない。

廃ガス処理設備，一般冷却水系，安全圧縮空気系及び一般

圧縮空気系は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

廃ガス処理設備の排風機及び貯留設備の空気圧縮機は，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

計測制御設備の重大事故等対処設備の悪影響の防止については，「43条：計装設備」にて記載する。

所内電源系統の悪影響の防止については，「42条 所内電源系統」に記載する。

排気モニタリング設備，環境モニタリング設備，試料分析関係設備，放射能観測設備及び気象観測設備の悪影響の防止については，「45条：監視測定設備」にて記載する。

d. 放出低減対策に使用する設備

廃ガス処理設備，貯留設備，精製建屋換気設備，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備及び主排気筒は，安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

精製建屋換気設備のグローブボックス・セル排風機は，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

所内電源系統の悪影響の防止については，「42条：所内電源系統」に記載する。

排気モニタリング設備，環境モニタリング設備，試料分析関係設備，放射能観測設備及び気象観測設備の悪影響の防止については，「45条：監視測定設備」にて記載する。

2.4 個数及び容量等

基本方針については、「33条：重大事故等対処設備」の「2.2 個数及び容量等」に示す。

a. プルトニウム濃縮缶への供給の停止に使用する設備

プルトニウム濃縮缶への供給の停止に使用するための設備は、安全機能を有する施設の容量等の仕様が、プルトニウム濃縮缶への供給の停止に対して十分であることから、安全機能を有する施設としての容量等と同仕様の設計とする。

計装設備の重大事故等対処設備の容量等については、「43条：計装設備」に記載する。

所内電源系統の容量等については、「42条 所内電源系統」に記載する。

b. 加熱蒸気の供給の停止に使用する設備

加熱蒸気の供給を停止するための設備は、安全機能を有する施設の容量等の仕様が、加熱蒸気の供給の停止に対して十分であることから、安全機能を有する施設としての容量等と同仕様の設計とする。

計装設備の重大事故等対処設備の容量等については、「43条：計装設備」に記載する。

所内電源系の容量等については、「42条 所内電源系統」に記載する。

c. 貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備

貯留設備の貯留タンクは、T B P等の錯体の急激な分解反応の発生を検知を起点として約2時間にわたって放射性物質を含む気体を貯留できる容量とする設計とする。

貯留設備の空気圧縮機は、T B P等の錯体の急激な分解反応により気相に移行した放射性物質を貯留タンクに貯留するために必要な基数を有する設計とする。

プルトニウム精製設備及び廃ガス処理設備は、安全機能を有する施設の容量等の仕様が、貯留設備による放射性物質の貯留に対して十分であることから、安全機能を有する施設としての容量等と同仕様の設計とする。

計装設備の重大事故等対処設備の容量等については、「43条：計装設備」に記載する。

所内電源システムの容量等については、「42条：所内電源システム」に記載する。

排気モニタリング設備，環境モニタリング設備，試料分析関係設備，放射能観測設備及び気象観測設備の容量等については、「45条：監視測定設備」にて記載する。

d. 放出低減対策に使用する設備

プルトニウム精製設備，廃ガス処理設備，精製建屋換気設備，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備及び主排気筒は、安全機能を有する施設の容量等の仕様が、放出低減対策に対して十分であることから、安全機能を有する施設としての容量等と同仕様の設計とする。

貯留設備は、「c. 貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備」に記載したとおりの設計とする。

所内電源システムの容量等については、「42条：所内電源システム」に記載する。

排気モニタリング設備，環境モニタリング設備，試料分析関係設備，放射能観測設備及び気象観測設備の容量等については，「45条：監視測定設備」にて記載する。

2.5 環境条件等

基本方針については、「33条：重大事故等対処設備」の「2.3 環境条件等」に示す。

プルトニウム濃縮缶への供給の停止に使用する設備，加熱蒸気の供給の停止に使用する設備，貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備及び放出低減対策に使用する設備は，精製建屋（屋内）に設置し，重大事故等時に想定される環境条件を考慮した設計とする。

塔槽類廃ガス処理設備の排風機，貯留設備の空気圧縮機及び建屋換気設備のグローブボックス・セル排風機は，内部発生飛散物による影響に対しては，高速回転機器の破損を想定し，飛散する回転体の直接的な影響を防護することで悪影響を及ぼさない設計とする。

プルトニウム濃縮缶への供給の停止に使用する設備，加熱蒸気の供給の停止に使用する設備，貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備及び放出低減対策に使用する設備は，周辺機器の転倒や落下に対しては，影響を受けない離れた場所に設置する。

プルトニウム濃縮缶への供給の停止に使用する設備，加熱蒸気の供給の停止に使用する設備，貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備及び放出低減対策に使用する設備は，火災に対しては「第29条：火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。

T B P等の錯体の急激な分解反応による温度及び圧力の上昇を考慮し，以下を使用条件とする。

・ 温度

T B P 等の錯体の急激な分解反応の発生時

プルトニウム濃縮缶出口

: 370°C

拡大防止

加熱蒸気の供給停止に使用する設備

: 145°C

プルトニウム濃縮缶への供給停止に使用する設備

: 65°C

貯留対策

機器から貯留タンクまでの系統

: 100°C

影響緩和

機器から排気までの系統

: 100°C

・ 圧力

T B P 等の錯体の急激な分解反応の発生時

プルトニウム濃縮缶出口

: 0.84 M P a

拡大防止

加熱蒸気の供給停止に使用する設備

: 0.17 M P a

プルトニウム濃縮缶への供給停止に使用する設備

: 2.16 M P a

貯留対策

機器から貯留設備の空気圧縮機までの系統

: 30 k P a 以下

貯留設備の空気圧縮機から貯留タンクまでの系統

: 0.76M P a

影響緩和

機器から排気までの系統

: 30 k P a (系統内の最大圧力)

・湿度

拡大防止

加熱蒸気の供給停止に使用する設備

: 100%

プルトニウム濃縮缶への供給停止に使用する設備

: 100%

貯留対策

機器から貯留タンクまでの系統

: 100%

影響緩和

機器から排気までの系統

: 100%

プルトニウム濃縮缶への供給の停止に使用する設備，加熱蒸気の供給の停止に使用する設備，貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備及び放出低減対策に使用する設備は，「第31条：地震による損傷の防止」に基づく設計とする。

プルトニウム濃縮缶への供給の停止に使用する設備，加熱蒸気の供給の停止に使用する設備，貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備及び放出低減対策に使用する設備は，津波に対しては津波による影響を受けない敷地に設置する。

プルトニウム濃縮缶への供給の停止に使用する設備，加熱蒸気の供給の停止に使用する設備，貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備及び放出低減対策に使用する設備は，風（台風）に対しては最大風速 41.7m/s を考慮し，頑健な建屋内に設置する。

プルトニウム濃縮缶への供給の停止に使用する設備，加熱蒸気の供給の停止に使用する設備，貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備及び放出低減対策に使用する設備は，竜巻に対しては最大風速 100m/s を考慮し，頑健な建屋内に設置する。

プルトニウム濃縮缶への供給の停止に使用する設備，加熱蒸気の供給の停止に使用する設備，貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備及び放出低減対策に使用する設備は，凍結及び高温に対しては最低気温 (-15.7°C) 及び最高気温 (34.7°C) を考慮した設計とする。

プルトニウム濃縮缶への供給の停止に使用する設備，加熱蒸気の供給の停止に使用する設備，貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備及び放出低減対策に使用する設備は，降水に対しては最大 1 時間降水量 (67.0mm) を考慮した設計とし，排水溝を設けた場所に設置する。

プルトニウム濃縮缶への供給の停止に使用する設備，加熱蒸気の供給の停止に使用する設備，貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備及び放出低減対策に使用する設備は，積雪に対しては最深積雪量（190 c m）を考慮し，頑健な建屋内に設置する。

プルトニウム濃縮缶への供給の停止に使用する設備，加熱蒸気の供給の停止に使用する設備，貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備及び放出低減対策に使用する設備は，落雷に対しては直撃雷及び間接雷を考慮し，最大雷撃電流 270 k A に対し，直撃雷に対しては避雷設備で防護された建屋内又は防護される範囲内に設置，間接雷に対しては雷サージによる影響を軽減できる設計とする。

プルトニウム濃縮缶への供給の停止に使用する設備，加熱蒸気の供給の停止に使用する設備，貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備及び放出低減対策に使用する設備は，火山の影響に対しては層厚 55 c m を考慮し，頑健な建屋内に設置する。

プルトニウム濃縮缶への供給の停止に使用する設備，加熱蒸気の供給の停止に使用する設備，貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備及び放出低減対策に使用する設備は，生物学的事象に対しては鳥類，小動物，水生植物等の付着又は侵入を考慮し，生物の侵入を防止又は抑制する設計とする建屋に設置する。

プルトニウム濃縮缶への供給の停止に使用する設備，加熱蒸気の供給の停止に使用する設備，貯留設備による放射性物質の

貯留に使用する設備及び放出低減対策に使用する設備は、森林火災に対しては輻射強度 $9,128 \text{ k W / m}$ を考慮し、防火帯の内側に配置する建屋内又は建屋外に設置する。また、初期消火に関する手順を整備する。

プルトニウム濃縮缶への供給の停止に使用する設備、加熱蒸気の供給の停止に使用する設備、貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備及び放出低減対策に使用する設備は、風（台風）－積雪、積雪－竜巻、積雪－火山の影響、積雪－地震、風－火山の影響及び風（台風）－地震を想定し、その荷重を考慮した設計とするとともに、必要に応じて除雪、除灰を行う。

計測制御設備の重大事故等対処設備の環境条件等については、「43条：計装設備」にて記載する。

所内電源システムの環境条件等については「42条：所内電源系統」にて記載する。

排気モニタリング設備、環境モニタリング設備、試料分析関係設備、放射能観測設備及び気象観測設備の環境条件等については、「45条：監視測定設備」にて記載する。

2.6 操作性の確保

基本方針については、「33条：重大事故等対処設備」の「2.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

a. プルトニウム濃縮缶への供給の停止に使用する設備

計装設備の重大事故等対処設備の緊急停止操作スイッチは、確実に操作できるようにするため、手動操作が可能な設計とする。中央制御室における誤操作防止のために識別表示を設置する。

上記以外の計装設備の重大事故等対処設備の操作性の確保については、「43条：計装設備」にて記載する。

所内電源システムの操作性の確保については、「42条：所内電源システム」に記載する。

b. 加熱蒸気の供給の停止に使用する設備

蒸気発生器へ蒸気を供給するシステムの手動弁は、手動操作が可能な設計とする。

蒸気発生器へ蒸気を供給するシステムの手動弁は、現場操作における誤操作防止のために識別表示を設置する。

計装設備の重大事故等対処設備の操作性の確保については、「43条：計装設備」にて記載する。

所内電源システムの操作性の確保については、「42条：所内電源システム」に記載する。

c. 貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備

廃ガス処理設備及び貯留設備は、重大事故時において、平

常運転時の系統構成から弁の作動により速やかに切替えを行うため、中央制御室の監視制御盤及び安全系監視制御盤での操作が可能な設計とする。

塔槽類廃ガス処理設備の排風機及び貯留設備の空気圧縮機は、その作動状況の確認が可能な設計とする。

計装設備の重大事故等対処設備の操作性の確保については、「43条：計装設備」にて記載する。

所内電源系統の操作性の確保については、「42条：所内電源系統」に記載する。

排気モニタリング設備，環境モニタリング設備，試料分析関係設備，放射能観測設備及び気象観測設備の操作性の確保については、「45条：監視測定設備」にて記載する。

d. 放出低減対策に使用する設備

所内電源系統の操作性の確保については、「42条：所内電源系統」に記載する。

排気モニタリング設備，環境モニタリング設備，試料分析関係設備，放射能観測設備及び気象観測設備の操作性の確保については、「45条：監視測定設備」にて記載する。

2.7 試験検査

基本方針については、「33条 重大事故等対処設備」の「2.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

T B P 等の錯体の急激な分解反応の拡大を防止するための設備は、再処理施設の運転中又は停止中に機能・性能の確認、分解点検、外観確認が可能な設計とする。また、接近性を考慮して必要な空間等を備え、構造上接近又は検査が困難である箇所を極力少なくする。

再処理施設の運転中に待機状態にある貯留設備は、再処理施設の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き、定期的な試験又は検査ができる設計とする。

3. 主要設備及び仕様

T B P 等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備の主要設備を第37.2表に示す。

第 37. 1 表 「T B P 等の錯体の急激な分解反応の発生」を想定
する対象機器

建屋	機器名
精製建屋	プルトニウム濃縮缶

第 37.2 表 T B P 等の錯体の急激な分解反応の対処に用いる
主要設備の仕様

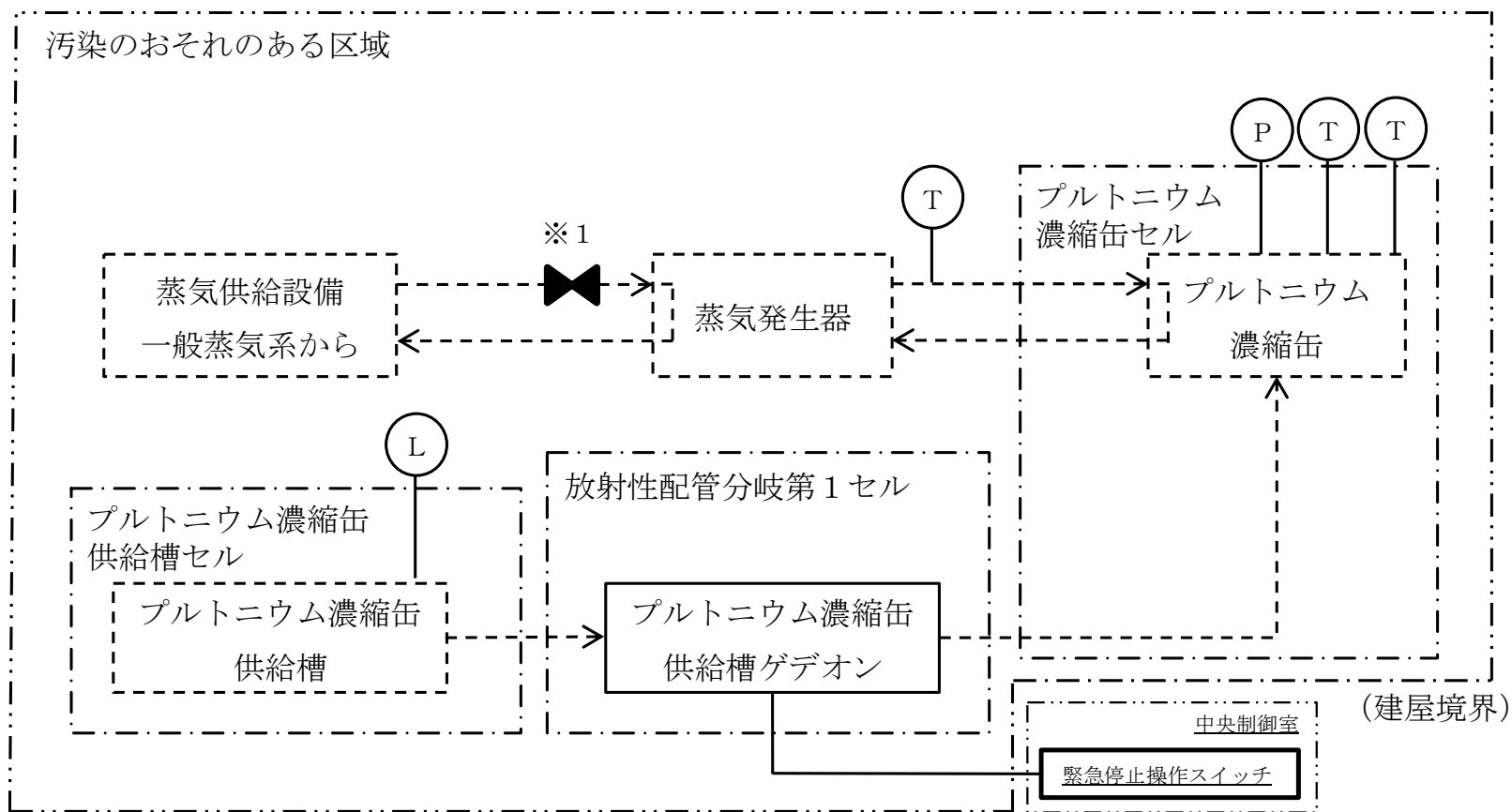
- 1 T B P 等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備
 - 1.1 プルトニウム濃縮缶への供給を停止するための設備
 - i) 常設重大事故等対処設備
 - a) プルトニウム精製設備（設計基準設備兼用）
 - a-1) 配管・弁
 - a-2) プルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオン
 - b) 一般圧縮空気系（設計基準設備兼用）
 - b-1) 一般圧縮空気系
 - 1.2 加熱蒸気の供給を停止するための設備
 - i) 常設重大事故等対処設備
 - a) プルトニウム精製設備（設計基準設備兼用）
 - a-1) 配管・弁
 - a-2) 蒸気発生器へ蒸気を供給する系統の手動弁
 - 1.3 貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備
 - i) 常設重大事故等対処設備
 - a) プルトニウム精製設備（設計基準設備兼用）
 - a-1) 配管・弁
 - b) 廃ガス処理設備（設計基準設備兼用）
 - b-1) 高性能粒子フィルタ
 - b-2) 排風機

- b-3) 隔離弁
- b-4) 圧力計
- b-5) 廃ガスポット
- b-6) 主配管・弁
- c) 貯留設備
 - c-1) 貯留設備の隔離弁
 - c-2) 貯留設備の空気圧縮機
 - c-3) 貯留設備の逆止弁
 - c-4) 貯留設備の貯留タンク
 - c-5) 貯留設備の主配管・弁
- d) 一般冷却水系（設計基準設備兼用）
 - d-1) 一般冷却水系
- e) 安全圧縮空気系（設計基準設備兼用）
 - e-1) 安全圧縮空気系
- f) 一般圧縮空気系（設計基準設備兼用）
 - f-1) 一般圧縮空気系
- g) 低レベル廃液処理設備（設計基準設備兼用）
 - g-1) 第1低レベル廃液処理系配管

1.4 放出低減対策に使用する設備

- i) 常設重大事故等対処設備
 - a) プルトニウム精製設備（設計基準設備兼用）
 - a-1) 配管・弁
 - b) 廃ガス処理設備（設計基準設備兼用）
 - b-1) 高性能粒子フィルタ

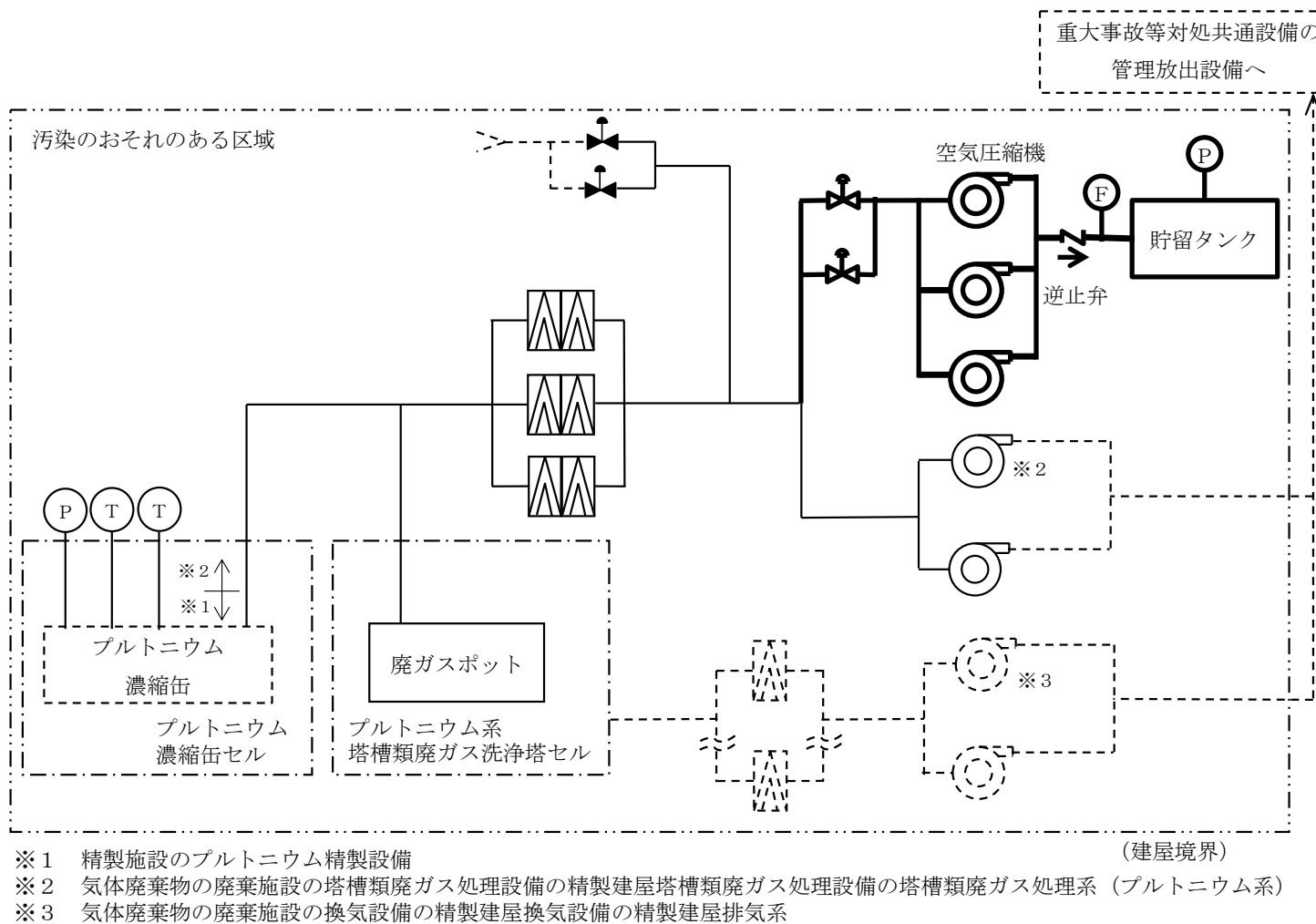
- b-2) 排風機
- b-3) 隔離弁
- b-4) 主配管・弁
- c) 貯留設備
 - c-1) 貯留設備の隔離弁
 - c-2) 貯留設備の貯留タンク
 - c-3) 貯留設備の主配管・弁
- d) 精製建屋換気設備（設計基準設備兼用）
 - d-1) ダクト・ダンパ
 - d-2) グローブボックス・セル排風機
 - d-3) セル排気フィルタユニット
- e) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備（設計基準設備兼用）
 - e-1) ダクト・ダンパ
- f) 主排気筒（設計基準設備兼用）
 - f-1) 主排気筒



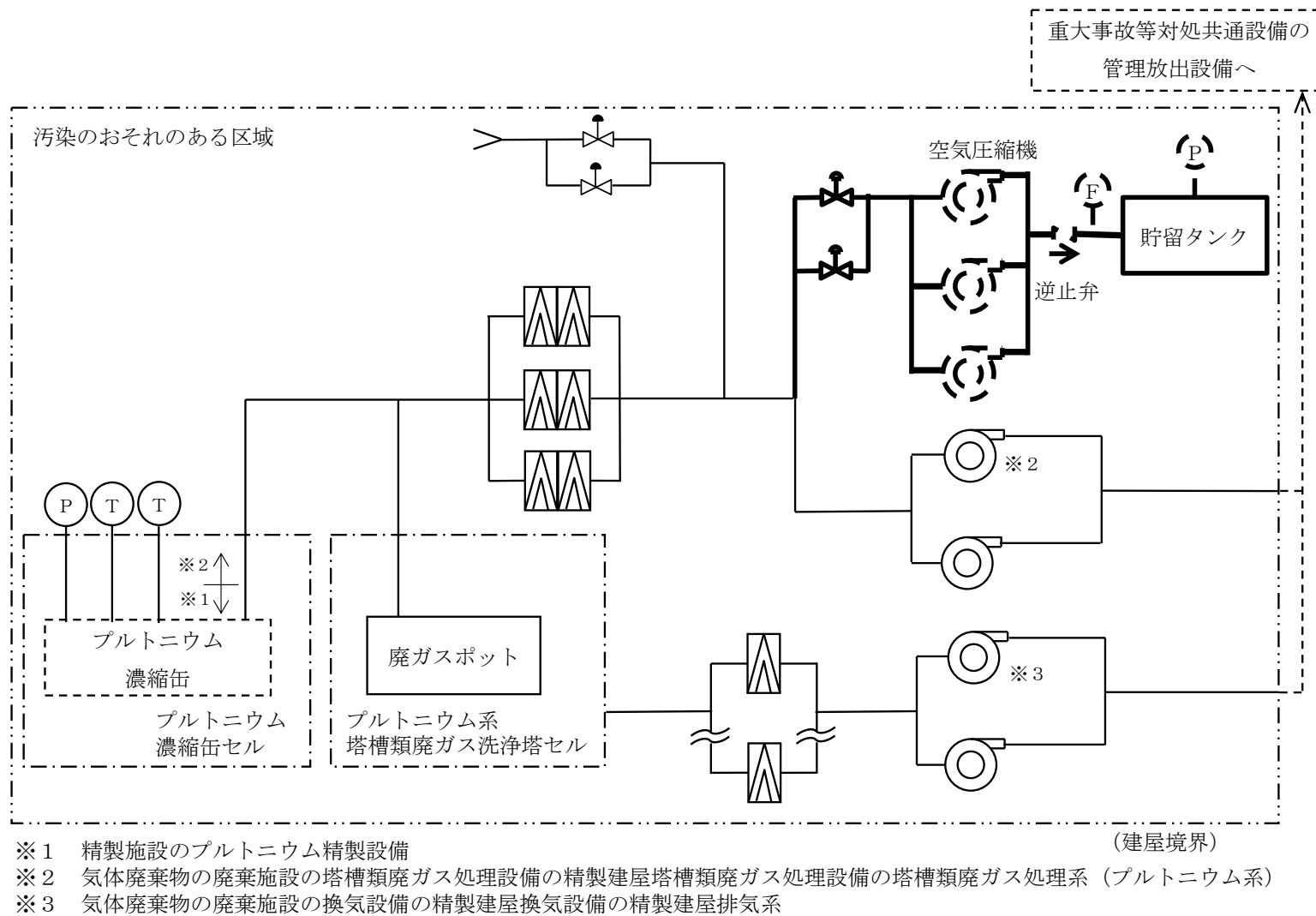
※1 精製施設のプルトニウム精製設備

第 37. 1 図 T B P 等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備の系統概要図
(プルトニウム濃縮缶への供給停止・加熱蒸気の供給停止)

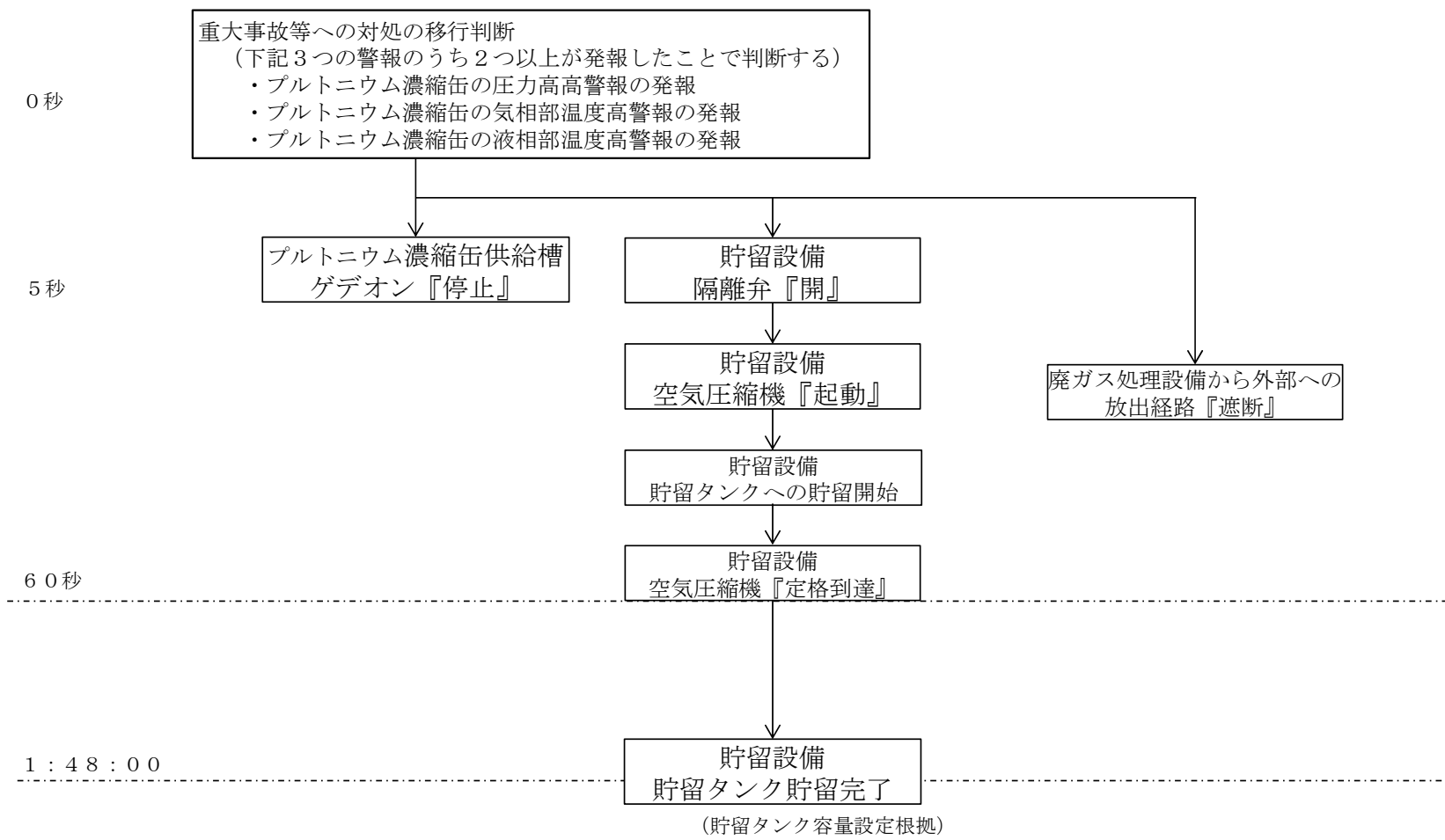
図-1



第 37. 2 図 T B P 等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備の系統概要図
 (貯留設備による放射性物質の貯留)



第 37.3 図 T B P 等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための設備の系統概要図
 (放出低減対策)



第 37. 4 図 T B P 等の錯体の急激な分解反応の検知からプルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオン停止及び貯留設備への貯留に係る自動シーケンス

図-4

再処理施設 補足説明資料リスト

第37条:有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備(TBP等の錯体の急激な分解反応)

再処理施設 補足説明資料		備考
資料No.	名称	
補足説明資料2-1	SA設備基準適合性一覧	
補足説明資料2-2	配置図	
補足説明資料2-3	系統図	
補足説明資料2-4	容量設定根拠	
補足説明資料2-5	(削除)	
補足説明資料2-6	SAバウンダリ系統図(参考図)	
補足説明資料2-7	アクセスルート図	
補足説明資料2-8	重大事故等対処に用いる計測制御設備の測定原理	
補足説明資料2-9	試験検査	

補足説明資料 2-1 (37条)

S A設備基準適合性一覽

精製建屋

33条適合性		37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (1) プルトニウム濃縮缶への供給を停止するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a) 計測制御系統施設(設計基準設備兼用) 緊急停止操作スイッチ(精製施設用)(電路含む)	37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (1) プルトニウム濃縮缶への供給を停止するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a) 計測制御系統施設(設計基準設備兼用) 監視制御盤(精製施設用)(電路含む)	37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (1) プルトニウム濃縮缶への供給を停止するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a) 計測制御系統施設(設計基準設備兼用) 緊急停止系(精製建屋)(工程制御盤、電路含む)	37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (1) プルトニウム濃縮缶への供給を停止するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a) 計測制御系統施設(設計基準設備兼用) プルトニウム濃縮缶供給槽液位計	37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (1) プルトニウム濃縮缶への供給を停止するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a) 計測制御系統施設(設計基準設備兼用) プルトニウム濃縮缶圧力計	37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (1) プルトニウム濃縮缶への供給を停止するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a) 計測制御系統施設(設計基準設備兼用) プルトニウム濃縮缶気相温度計		
		数量 1式	数量 1式	数量 1式	数量 1台	数量 1台	数量 1台		
第1項(共通)	第1号	個数	1式	1式	1式	1台	1台		
	第2号	容量	—	—	—	—	—	—	
		環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	平常運転時と同等	平常運転時と同等	平常運転時と同等	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応
			自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
	操作性	地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	
		操作環境	屋内	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	
	第3号	操作内容	緊急停止操作スイッチの手动操作	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	
		試験・検査	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	
	第4号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	通常と同じ操作	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	
	第6号	悪影響	系統設計	通常時の系統構成から重大事故等対処施設としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成を要することなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成を要することなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成を要することなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成を要することなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	
その他(飛散物)			該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし		
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	平常運転時と同等	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要		
第3項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外		
		落雷	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外		
		降下火砕物による降灰濃度	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外		
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性							
	第2号	異なる複数の接続口の確保(再処理施設の外から水等を供給するもの)							
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)							
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管						
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮						
	第5号	アクセスルート							
第6号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。							
		落雷							
		降下火砕物による降灰濃度							

33条適合性		37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (1) プルトニウム濃縮缶への供給を停止するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a) 計測制御系統施設(設計基準設備兼用) プルトニウム濃縮缶液相部温度計	37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (1) プルトニウム濃縮缶への供給を停止するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a) 計測制御系統施設(設計基準設備兼用) 供給槽ゲデオン流量計	37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (1) プルトニウム濃縮缶への供給を停止するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (b) プルトニウム精製設備(設計基準設備兼用) 配管・弁[流路]	37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (1) プルトニウム濃縮缶への供給を停止するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (b) プルトニウム精製設備(設計基準設備兼用) プルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオン	37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (1) プルトニウム濃縮缶への供給を停止するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (c) 一般圧縮空気系(設計基準設備兼用)	37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (2) 加熱蒸気の供給を停止するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a) 計測制御系統施設(設計基準設備兼用) 監視制御盤(精製施設用)(電路含む)		
		数量 1台	数量 1台	数量 1系列	数量 1台	数量 1系列	数量 1式		
第1項(共通)	第1号	個数	1台	1台	1系列	1台	1系列	1式	
		容量	-	-	-	-	-	-	
	第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	平常運転時と同等
			自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
			地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外
	第3号	操作性	操作環境	操作不要	操作不要	操作不要	屋内	操作不要	操作不要
			操作内容	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要
	第4号	試験・検査	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	
	第6号	悪影響	系統設計	通常時の系統構成をえることなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成をえることなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成をえることなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成をえることなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成をえることなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	
その他(飛散物)			該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要		
第3項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	
		落雷	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	
		降下火砕物による降灰濃度	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性							
	第2号	異なる複数の接続口の確保(再処理施設の外から水等を供給するもの)							
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)							
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管						
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮						
	第5号	アクセスルート							
第6号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。							
		落雷							
		降下火砕物による降灰濃度							

		37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (2) 加熱蒸気の供給を停止するための設備		37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (2) 加熱蒸気の供給を停止するための設備		37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (2) 加熱蒸気の供給を停止するための設備		37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (2) 加熱蒸気の供給を停止するための設備		37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (2) 加熱蒸気の供給を停止するための設備		37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (2) 加熱蒸気の供給を停止するための設備			
33条適合性		a. 常設重大事故等対処設備 (a) 計測制御系統施設(設計基準設備兼用) 安全系監視制御盤(精製建屋)		a. 常設重大事故等対処設備 (a) 計測制御系統施設(設計基準設備兼用) プルトニウム濃縮缶圧力計		a. 常設重大事故等対処設備 (a) 計測制御系統施設(設計基準設備兼用) プルトニウム濃縮缶気相温度計		a. 常設重大事故等対処設備 (a) 計測制御系統施設(設計基準設備兼用) プルトニウム濃縮缶液相温度計		a. 常設重大事故等対処設備 (a) 計測制御系統施設(設計基準設備兼用) プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度計		a. 常設重大事故等対処設備 (b) プルトニウム精製設備(設計基準設備兼用) 配管・弁[流路]			
		数量 1式		数量 1台		数量 1台		数量 1台		数量 1台		数量 1系列			
第1項(共通)	第1号	個数	1式	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1系列			
	第2号	環境条件における健全性	容量	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			温度、圧力、湿度、放射線	平常運転時と同等	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	
			自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	
	第3号	操作性	地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	
			操作環境	屋内	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	
	第4号	試験・検査	操作内容	弁・排風機の遠隔による操作	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要		
			試験・検査	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	通常と同じ操作	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要		
	第6号	悪影響	系統設計	通常時の系統構成から重大事故等対処施設としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成を有することなく重大事故等対処施設としての系統構成が設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成を有することなく重大事故等対処施設としての系統構成が設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成を有することなく重大事故等対処施設としての系統構成が設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成を有することなく重大事故等対処施設としての系統構成が設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成を有することなく重大事故等対処施設としての系統構成が設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成を有することなく重大事故等対処施設としての系統構成が設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成を有することなく重大事故等対処施設としての系統構成が設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成を有することなく重大事故等対処施設としての系統構成が設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成を有することなく重大事故等対処施設としての系統構成が設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成を有することなく重大事故等対処施設としての系統構成が設計としており、悪影響を及ぼさない	
その他(飛散物)			該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし		
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	平常運転時と同等	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要			
第3項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外		
		落雷	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外		
		降下火砕物による降灰濃度	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性													
	第2号	異なる複数の接続口の確保(再処理施設の外から水等を供給するもの)													
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)													
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管												
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮												
	第5号	アクセスルート													
第6号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。													
		落雷													
		降下火砕物による降灰濃度													

33条適合性		37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (2) 加熱蒸気の供給を停止するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (b) プルトニウム精製設備(設計基準設備兼用) 蒸気発生器へ蒸気を供給する系統の手动弁	37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (3) 貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a) 計測制御系統施設(設計基準設備兼用) 監視制御盤(精製施設用)(電路含む)	37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (3) 貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a) 計測制御系統施設(設計基準設備兼用) 安全系監視制御盤(精製建屋)	37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (3) 貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a) 計測制御系統施設(設計基準設備兼用) プルトニウム濃縮缶圧力計	37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (3) 貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a) 計測制御系統施設(設計基準設備兼用) プルトニウム濃縮缶気相温度計	37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (3) 貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a) 計測制御系統施設(設計基準設備兼用) プルトニウム濃縮缶液相温度計		
		種類 手動	-	-	-	-	-		
		数量 1基	数量 1式	数量 1式	数量 1台	数量 1台	数量 1台		
第1項(共通)	第1号	個数	1基	1式	1式	1台	1台	1台	
	第2号	環境条件における健全性	容量	-	-	-	-	-	-
			温度、圧力、湿度、放射線	重大事故環境に対応	平常運転時と同等	平常運転時と同等	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応
			自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
	第3号	操作性	地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外
			操作環境	屋内	操作不要	屋内	操作不要	操作不要	操作不要
	第4号	試験・検査	操作内容	弁の手動操作	操作不要	弁・排風機の遠隔による操作	操作不要	操作不要	操作不要
			試験・検査	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	通常と同じ弁操作	操作不要	通常と同じ操作	操作不要	操作不要	操作不要	
	第6号	悪影響	系統設計	通常時の系統構成をえることなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成をえることなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成から重大事故等対処施設としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成をえることなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成をえることなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成をえることなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない
その他(飛散物)			該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	10mSv以下で作業管理	操作不要	平常運転時と同等	操作不要	操作不要	操作不要		
第3項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	
		落雷	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	
		降下火砕物による降灰濃度	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性							
	第2号	異なる複数の接続口の確保(再処理施設の外から水等を供給するもの)							
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)							
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管						
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮						
	第5号	アクセスルート							
第6号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。							
		落雷							
		降下火砕物による降灰濃度							

33条適合性		37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (3) 貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (b) (計測制御系統施設)	37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (3) 貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (b) (計測制御系統施設)	37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (3) 貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (c) 貯留設備	37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (3) 貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (c) 貯留設備	37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (3) 貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (c) 貯留設備	37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (3) 貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (c) 貯留設備	
		貯留設備の圧力計	貯留設備の流量計	貯留設備の隔離弁	貯留設備の空気圧縮機	貯留設備の逆止弁	貯留設備の貯留タンク	
		数量 10台	数量 2台	基数 2基	数量 3台(うち1台は予備)	数量 1基	数量 1式	
第1項(共通)	第1号	個数	8台	2台	2基	3台	1基	
		容量	-	-	-	吐出圧力 約0.76MPa	-	
	第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応
			自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
			地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外
	第3号	操作性	操作環境	操作不要	操作不要	屋内	屋内	操作不要
			操作内容	操作不要	操作不要	弁の手動操作	空気圧縮機の遠隔による操作	操作不要
	第4号	試験・検査	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない
	第6号	悪影響	系統設計	通常時の系統構成をえることなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成をえることなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成から重大事故等対処施設としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成から重大事故等対処施設としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成をえることなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない
その他(飛散物)			該当なし	該当なし	該当なし	駆動部については十分な強度を有するケース内に収納する	該当なし	該当なし
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	操作不要	操作不要	平常運転時と同等	平常運転時と同等	操作不要	操作不要	
第3条	第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外
			落雷	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外
			降下火砕物による降灰濃度	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性						
	第2号	異なる複数の接続口の確保(再処理施設の外から水等を供給するもの)						
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)						
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管					
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮					
	第5号	アクセスルート						
第6号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。						
		落雷						
		降下火砕物による降灰濃度						

33条適合性		37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (3) 貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (c) 貯留設備	37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (3) 貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (d) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備(設計基準設備兼用)	37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (3) 貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (d) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備(設計基準設備兼用)	37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (3) 貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (d) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備(設計基準設備兼用)	37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (3) 貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (d) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備(設計基準設備兼用)	37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (3) 貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (d) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備(設計基準設備兼用)	
		貯留設備主配管・弁[流路]	高性能粒子フィルタ	排風機	隔離弁	圧力計	廃ガスホット	
		-	種類 高性能粒子フィルタ	種類 ルーツ式	-	-	-	
		数量 1系列	基数 6基(3基×2段, うち1基×2段は予備)	台数 2台(うち1台は予備)	基数 2基	基数 1基	数量 1基	
		-	粒子除去効率 99.9%以上(0.3μmDOP粒子)	容量 約1,100Nm ³ /h/基	-	-	-	
第1項(共通)	第1号	個数	1系列	2台	2基	1基	1基	
	第2号	容量	-	-	-	-	-	
		環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応
			自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
	操作性	地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	
		操作環境	操作不要	操作不要	屋内	屋内	操作不要	
	第3号	操作内容	操作不要	操作不要	排風機の遠隔による操作	弁の遠隔による操作	操作不要	
		試験・検査	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	
	第4号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	操作不要	操作不要	通常と同じ操作	通常と同じ弁操作	操作不要	
	第6号	悪影響	系統設計	通常時の系統構成をえることなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成をえることなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成から重大事故等対処施設としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成をえることなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	
その他(飛散物)			該当なし	該当なし	設計基準で考慮	該当なし	該当なし	
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	操作不要	操作不要	平常運転時と同等	平常運転時と同等	操作不要		
第3項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外		
		落雷	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外		
		降下火砕物による降灰濃度	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外		
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性						
	第2号	異なる複数の接続口の確保(再処理施設の外から水等を供給するもの)						
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)						
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管					
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮					
	第5号	アクセスルート						
第6号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。						
		落雷						
		降下火砕物による降灰濃度						

33条適合性		37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (3) 貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (d) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備(設計基準設備兼用) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備(プルトニウム系)主配管・弁[流路]	37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (3) 貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (e) プルトニウム精製設備(設計基準設備兼用) 配管・弁[流路]	37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (3) 貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (f) 一般冷却水系(設計基準設備兼用)	37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (3) 貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (g) 一般圧縮空気系(設計基準設備兼用)	37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (3) 貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (h) 安全圧縮空気系(設計基準設備兼用)	37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (3) 貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (i) 低レベル廃液処理設備(設計基準設備兼用) 第1低レベル廃液処理系		
		数量 1系列	数量 1系列	数量 1系列	数量 1系列	数量 1系列	台数 1系列		
第1項(共通)	第1号	個数	1系列	1系列	1系列	1系列	1系列		
	第2号	容量	-	-	-	-	-	-	
		環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応
			自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
	第3号	操作性	地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	
			操作環境	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要
		操作内容	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	
	第4号	試験・検査	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	操作不要	操作不要	通常と同じ操作	操作不要	操作不要	操作不要	
	第6号	悪影響	系統設計	通常時の系統構成をえることなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成をえることなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成をえることなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成をえることなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成をえることなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	
その他(飛散物)			該当なし	該当なし	設計基準で考慮	設計基準で考慮	該当なし	該当なし	
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要		
第3項(常設)	第2項(共通)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	
			落雷	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	
			降下火砕物による降灰濃度	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性							
	第2号	異なる複数の接続口の確保(再処理施設の外から水等を供給するもの)							
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)							
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管						
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮						
	第5号	アクセスルート							
第6号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。							
		落雷							
		降下火砕物による降灰濃度							

		37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (4) 放出低減対策に使用する設備		37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (4) 放出低減対策に使用する設備		37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (4) 放出低減対策に使用する設備		37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (4) 放出低減対策に使用する設備		37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (4) 放出低減対策に使用する設備		37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (4) 放出低減対策に使用する設備		
33条適合性		a. 常設重大事故等対処設備 (a) 貯留設備		a. 常設重大事故等対処設備 (a) 貯留設備		a. 常設重大事故等対処設備 (a) 貯留設備		a. 常設重大事故等対処設備 (b) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備(設計基準設備兼用) 高性能粒子フィルタ		a. 常設重大事故等対処設備 (b) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備(設計基準設備兼用) 排風機		a. 常設重大事故等対処設備 (b) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備(設計基準設備兼用) 隔離弁		
		貯留設備の隔離弁		貯留設備の貯留タンク		貯留設備主配管・弁[流路]		-		-		-		
		基数 2基		数量 1式		数量 1系列		基数 6基(3基×2段, うち1基×2段は予備)		基数 2台(うち1台は予備)		基数 2基		
		-		-		-		-		-		-		
第1項(共通)	第1号	個数	2基	1式	1系列	6基	2台	2基						
		容量	-	容量 約11m3以上	-	-	-	-						
	第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応					
			自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない				
			地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外			
	第3号	操作性	操作環境	屋内	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	屋内					
			操作内容	弁の遠隔による操作	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	排風機の遠隔による操作	弁の遠隔による操作				
	第4号	試験・検査	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照					
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	通常と同じ操作					
	第6号	悪影響	系統設計	通常時の系統構成をえることなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成をえることなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成をえることなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成をえることなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成をえることなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成をえることなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない					
その他(飛散物)			該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	設計基準で考慮	該当なし					
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	平常運転時と同等	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	平常運転時と同等	平常運転時と同等						
第3項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外					
		落雷	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外					
		降下火砕物による降灰濃度	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外				
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性												
	第2号	異なる複数の接続口の確保(再処理施設の外から水等を供給するもの)												
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)												
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管											
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮											
	第5号	アクセスルート												
第6号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。												
		落雷												
		降下火砕物による降灰濃度												

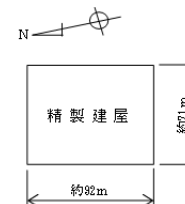
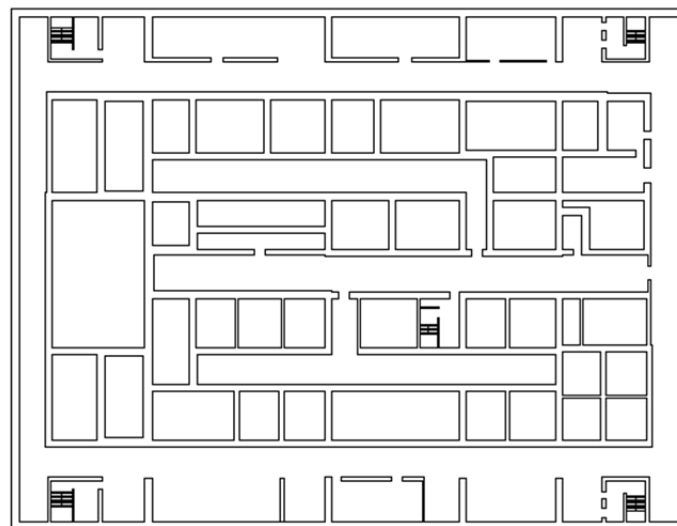
		37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (4) 放出低減対策に使用する設備	37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (4) 放出低減対策に使用する設備	37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (4) 放出低減対策に使用する設備	37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (4) 放出低減対策に使用する設備	37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (4) 放出低減対策に使用する設備	37条 TBP等の錯体の急激な分解反応 (4) 放出低減対策に使用する設備	
33条適合性		a. 常設重大事故等対処設備 (b) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備(設計基準設備兼用) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備(プルトリウム系)主配管・弁[流路]	a. 常設重大事故等対処設備 (c) プルトニウム精製設備(設計基準設備兼用) 配管・弁[流路]	a. 常設重大事故等対処設備 (d) 主排気筒(設計基準設備兼用)	a. 常設重大事故等対処設備 (e) 精製建屋換気設備(設計基準設備兼用) ダクト・ダンパ[流路]	a. 常設重大事故等対処設備 (e) 精製建屋換気設備(設計基準設備兼用) グローブボックス・セル排風機	a. 常設重大事故等対処設備 (e) 精製建屋換気設備(設計基準設備兼用) セル排気フィルタユニット	
		数量 1系列	数量 1系列	種類 鉄塔支持形	数量 1系列	台数 2台(うち1台は予備)	粒子除去効率 99.9%以上(0.3μmDOP粒子) 基数 10基(うち1台は予備)	
第1項(共通)	第1号	個数	1系列	-	1系列	2台	10基	
	第2号	容量	-	-	-	約12万m3/h(1基当たり)	-	
		環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応
			自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
	操作性	地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外
		操作環境	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	屋内	操作不要
	第3号	操作内容	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要
		試験・検査	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照	「37条 試験検査」参照
	第4号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要
	第6号	悪影響	系統設計	通常時の系統構成をえることなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成をえることなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成をえることなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成をえることなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成をえることなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない
その他(飛散物)			該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	設計基準で考慮	該当なし
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	
第3項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	
		落雷	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	
		降下火砕物による降灰濃度	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	内の事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性						
	第2号	異なる複数の接続口の確保(再処理施設の外から水等を供給するもの)						
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)						
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管					
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮					
	第5号	アクセスルート						
第6号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。						
		落雷						
		降下火砕物による降灰濃度						

33条適合性		37条 TBP等の錯体の急激な分解反応			
		(4) 放出低減対策に使用する設備			
		a. 常設重大事故等対処設備			
		(f) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備(設計基準設備兼用) ダクト・ダンパ[流路]			
		-			
		数 量 1系列			
		-			
第33条	第1項(共通)	第1号	個数	1系列	
			容量	-	
		第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	重大事故環境に対応
				自然現象等	屋内のため該当しない
				地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止II」に基づき必要な措置を講じる。	内的事象起因の対処に必要な設備であるため対象外
		第3号	操作性	操作環境	操作不要
				操作内容	操作不要
	第4号	試験・検査	「37条 試験検査」参照		
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)		操作不要	
	第6号	悪影響	系統設計	通常時の系統構成を変えることなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	
			その他(飛散物)	該当なし	
	第7号	設置場所(放射線影響の防止)		操作不要	
	第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止II」に基づき必要な措置を講じる。	内的事象起因の対処に必要な設備であるため対象外	
落雷			内的事象起因の対処に必要な設備であるため対象外		
降下火砕物による降灰濃度			内的事象起因の対処に必要な設備であるため対象外		
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性			
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)			
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)			
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管		
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮		
	第5号	アクセスルート			
第6号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止II」に基づき必要な措置を講じる。			
		落雷			
		降下火砕物による降灰濃度			

補足説明資料 2-2 (37条)

配置図

精製建屋



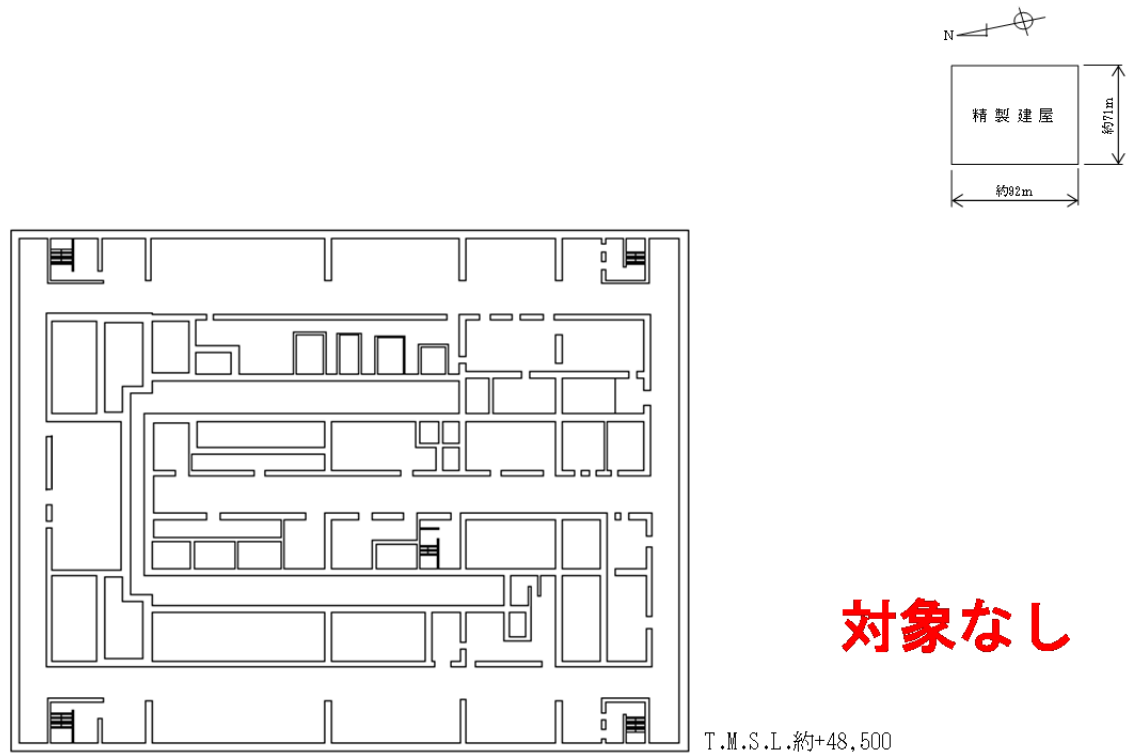
対象なし

T.M.S.L.約+38,500

精製建屋 T B P等の錯体の急激な分解反応に対処するための設備の機器配置概要図
(地下3階) (プルトニウム濃縮缶への供給を停止するための設備)



精製建屋 TBP等の錯体の急激な分解反応に対処するための設備の機器配置概要図
 (地下2階) (プルトニウム濃縮缶への供給を停止するための設備)



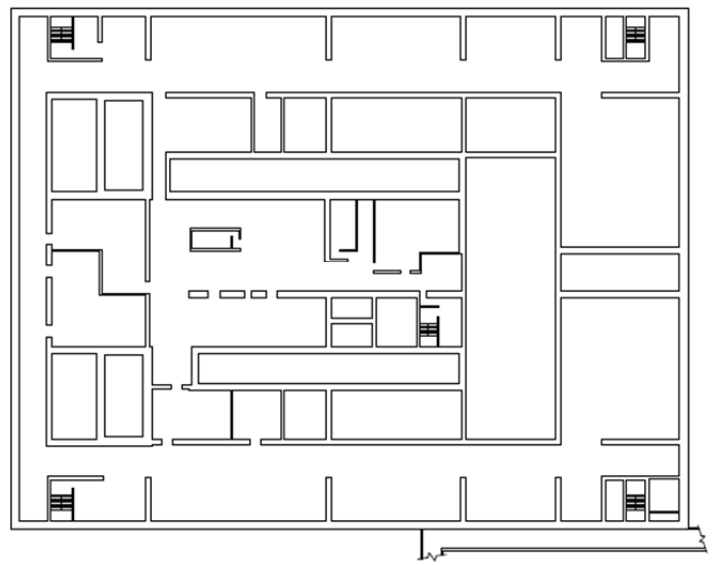
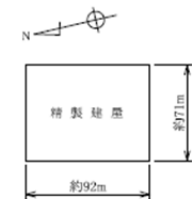
精製建屋 TBP等の錯体の急激な分解反応に対処するための設備の機器配置概要図
 (地下1階) (プルトニウム濃縮缶への供給を停止するための設備)



精製建屋 TBP等の錯体の急激な分解反応に対処するための設備の機器配置概要図
(地上1階) (プルトニウム濃縮缶への供給を停止するための設備)



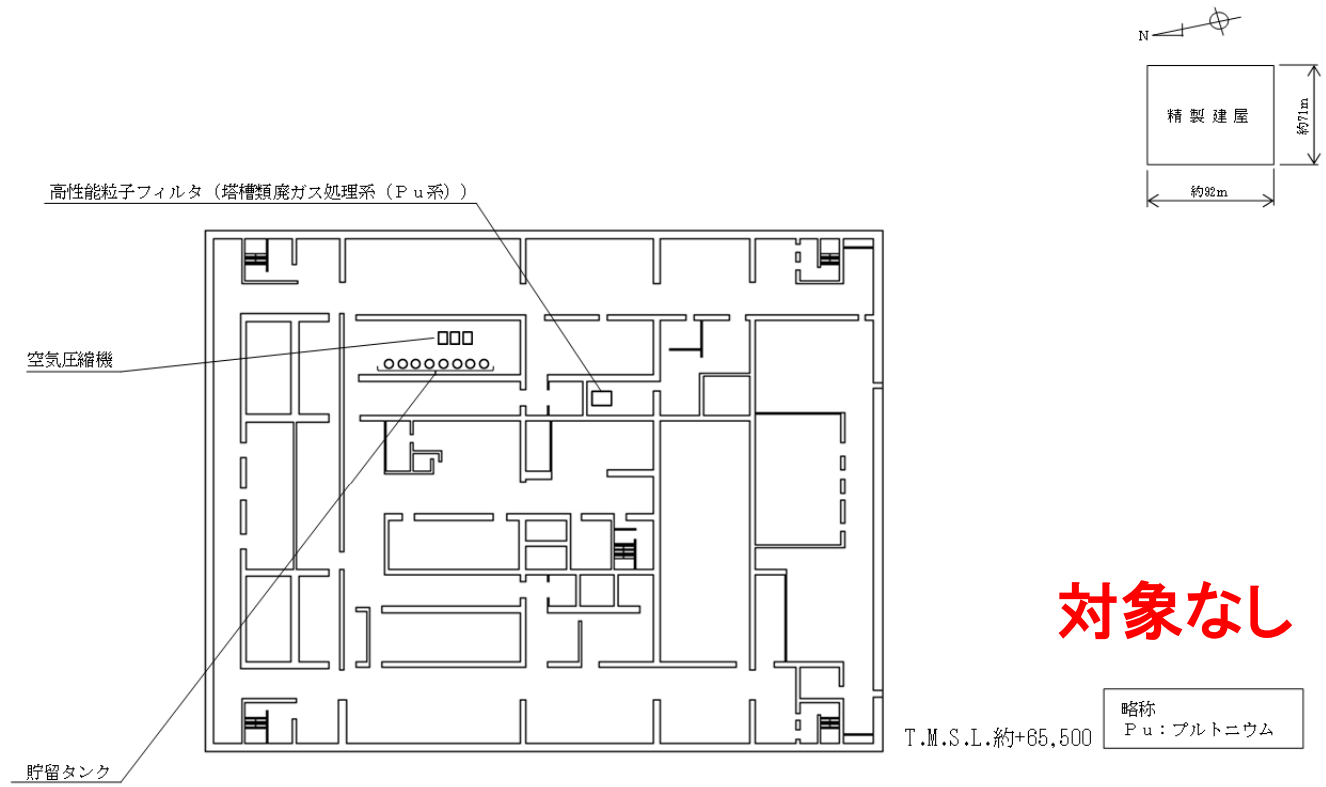
精製建屋 TBP等の錯体の急激な分解反応に対処するための設備の機器配置概要図
 (地上2階) (プルトニウム濃縮缶への供給を停止するための設備)



対象なし

T. M. S. L. 約+64, 000

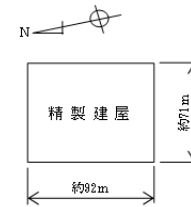
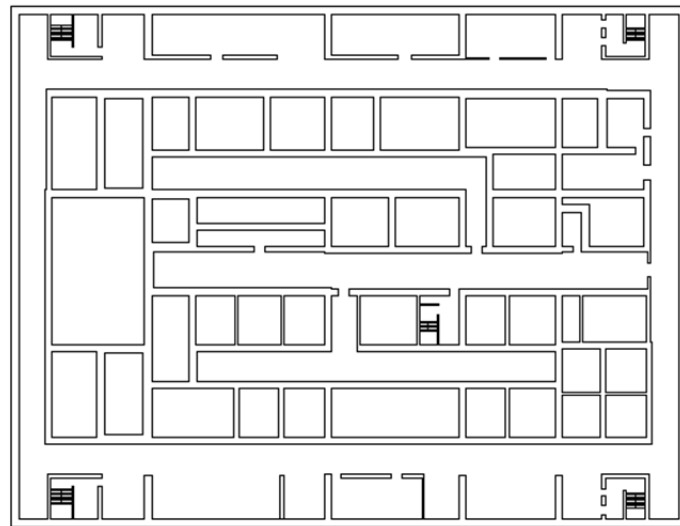
精製建屋 T B P等の錯体の急激な分解反応に対処するための設備の機器配置概要図
(地上3階) (プルトニウム濃縮缶への供給を停止するための設備)



精製建屋 TBP等の錯体の急激な分解反応に対処するための設備の機器配置概要図
(地上4階) (プルトニウム濃縮缶への供給を停止するための設備)



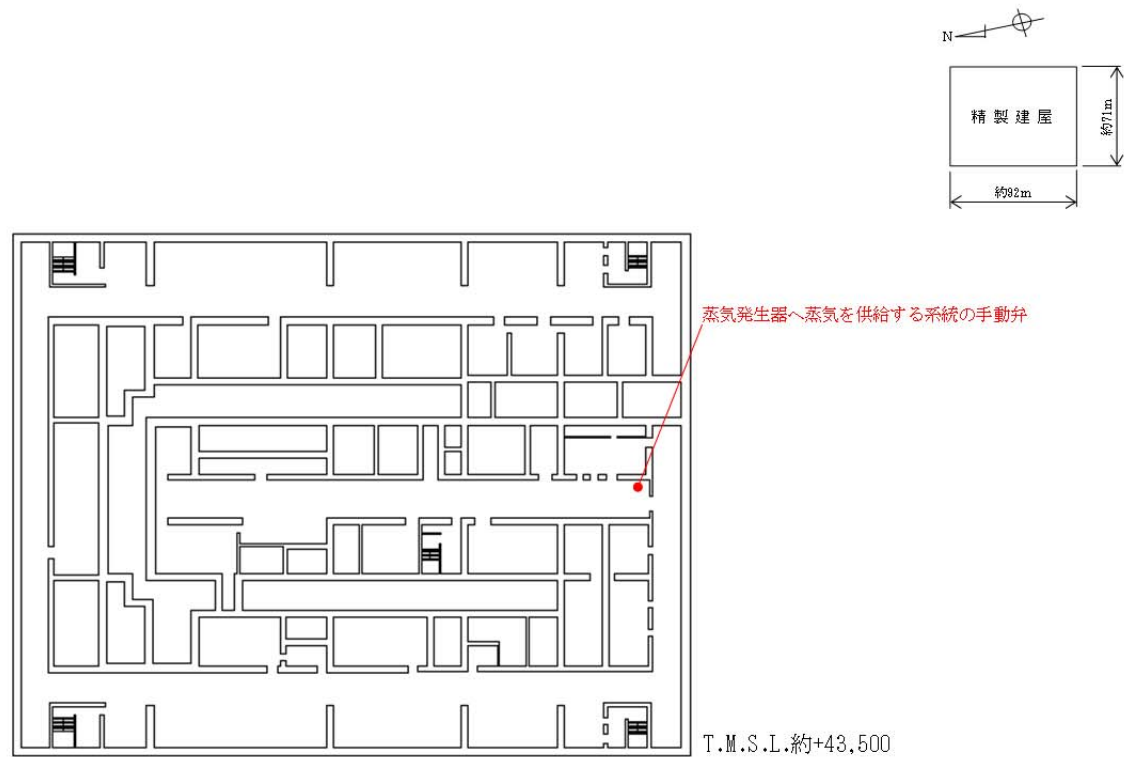
精製建屋 TBP等の錯体の急激な分解反応に対処するための設備の機器配置概要図
(地上5階) (プルトニウム濃縮缶への供給を停止するための設備)



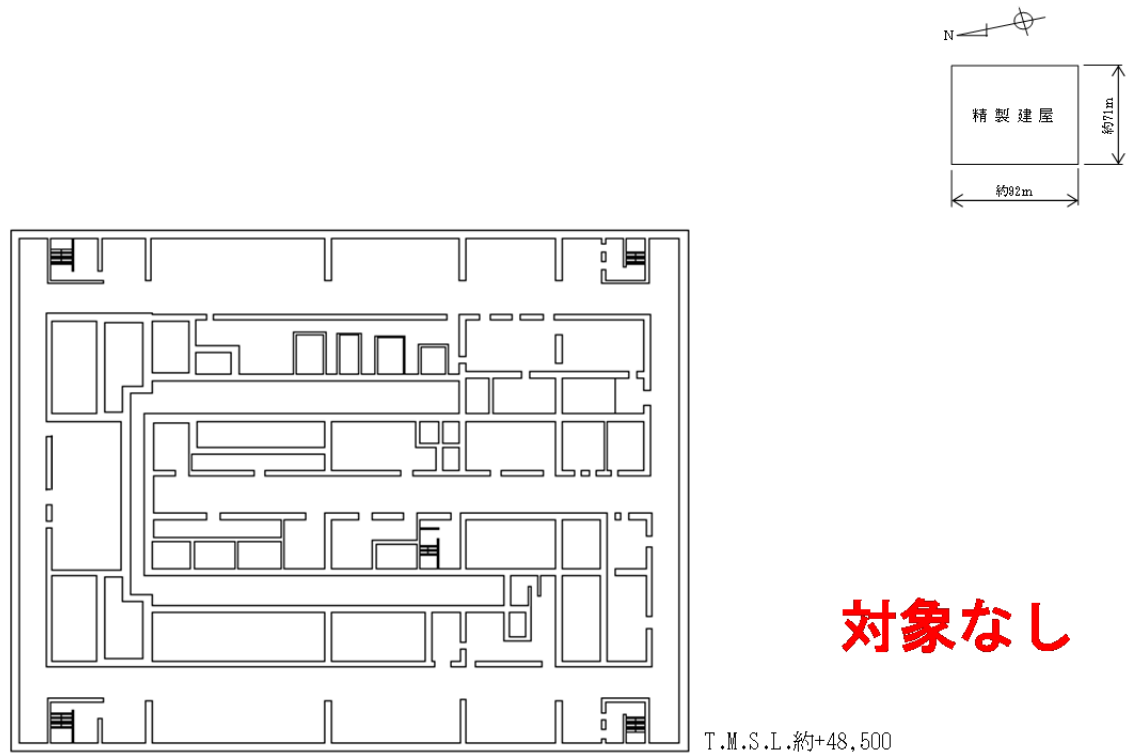
対象なし

T.M.S.L.約+38,500

精製建屋 T B P等の錯体の急激な分解反応に対処するための設備の機器配置概要図
(地下3階) (加熱蒸気の供給を停止するための設備)



精製建屋 TBP等の錯体の急激な分解反応に対処するための設備の機器配置概要図
 (地下2階) (加熱蒸気の供給を停止するための設備)



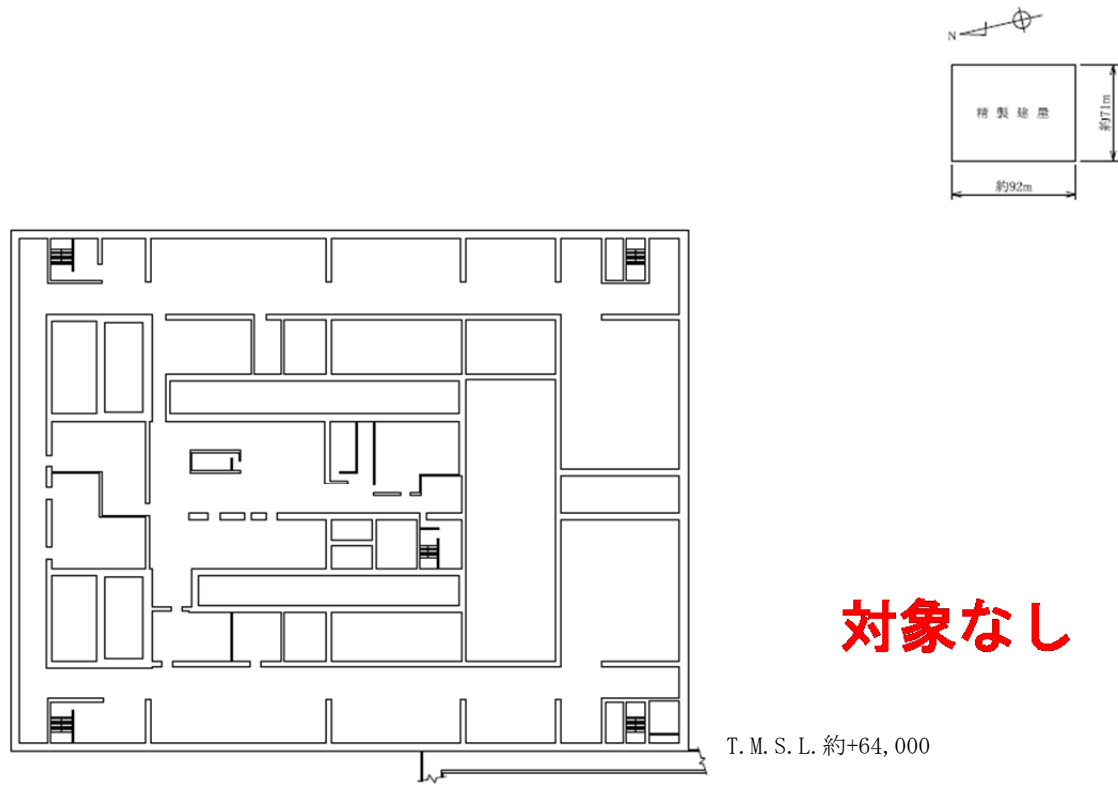
精製建屋 T B P等の錯体の急激な分解反応に対処するための設備の機器配置概要図
 (地下1階) (加熱蒸気の供給を停止するための設備)



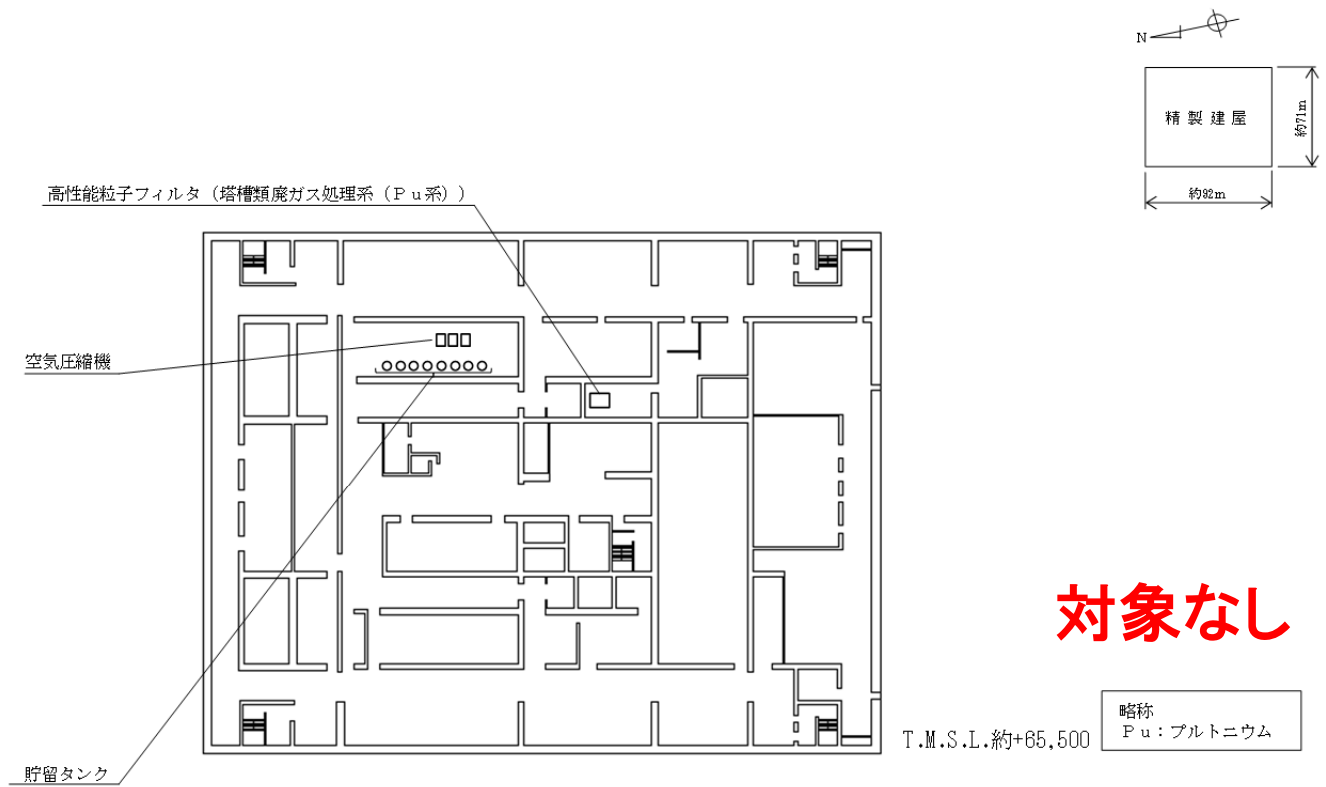
精製建屋 T B P等の錯体の急激な分解反応に対処するための設備の機器配置概要図
 (地上1階) (加熱蒸気の供給を停止するための設備)



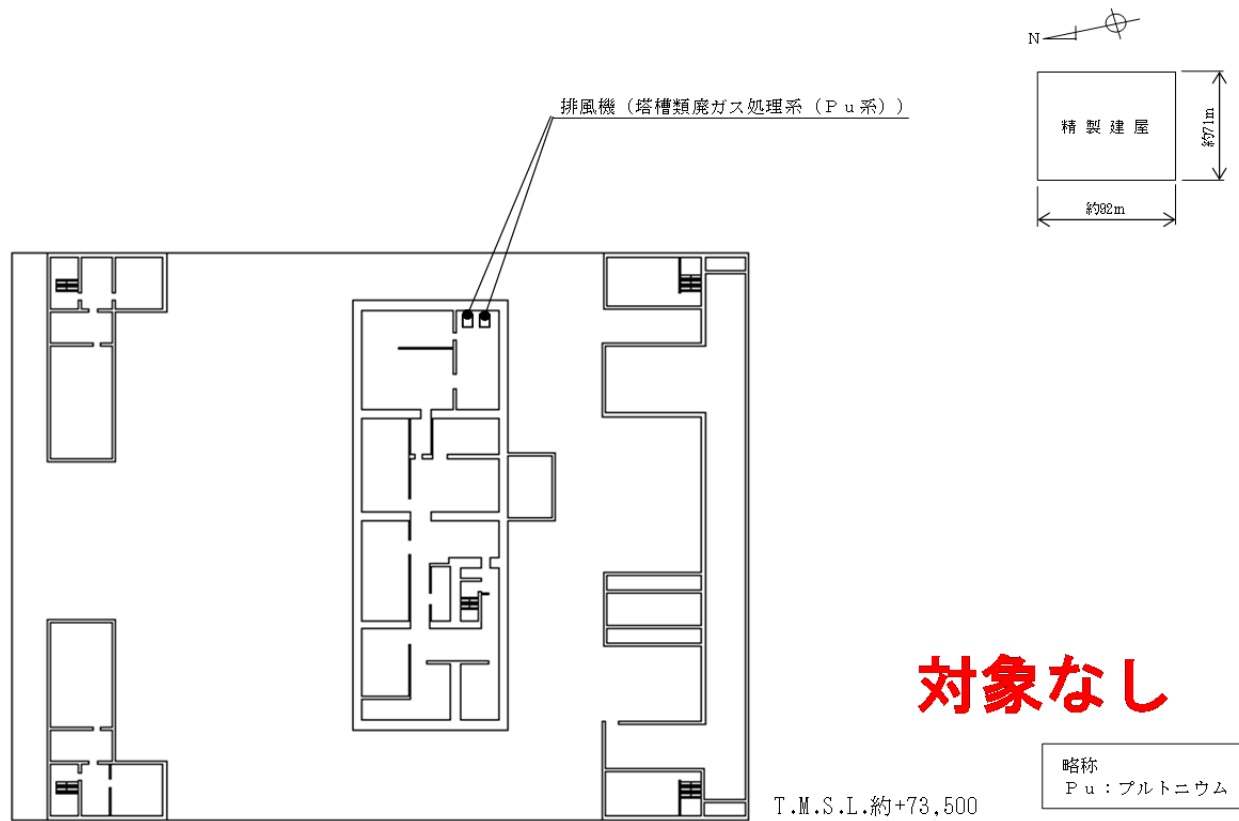
精製建屋 TBP等の錯体の急激な分解反応に対処するための設備の機器配置概要図
 (地上2階) (加熱蒸気の供給を停止するための設備)



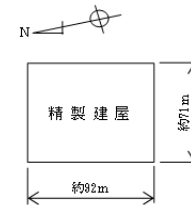
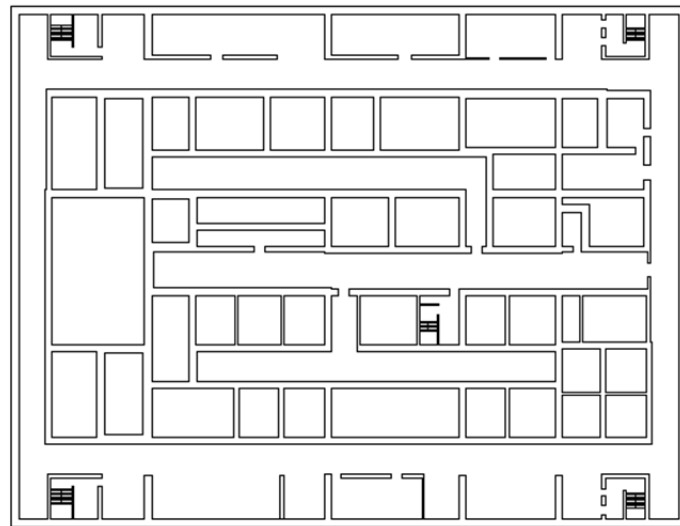
精製建屋 TBP等の錯体の急激な分解反応に対処するための設備の機器配置概要図
 (地上3階) (加熱蒸気の供給を停止するための設備)



精製建屋 T B P等の錯体の急激な分解反応に対処するための設備の機器配置概要図
(地上4階) (加熱蒸気の供給を停止するための設備)



精製建屋 TBP等の錯体の急激な分解反応に対処するための設備の機器配置概要図
(地上5階) (加熱蒸気の供給を停止するための設備)



対象なし

T.M.S.L.約+38,500

精製建屋 TBP等の錯体の急激な分解反応に対処するための設備の機器配置概要図
 (地下3階) (貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備)



精製建屋 TBP等の錯体の急激な分解反応に対処するための設備の機器配置概要図
 (地下2階) (貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備)



精製建屋 TBP等の錯体の急激な分解反応に対処するための設備の機器配置概要図
 (地下1階) (貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備)



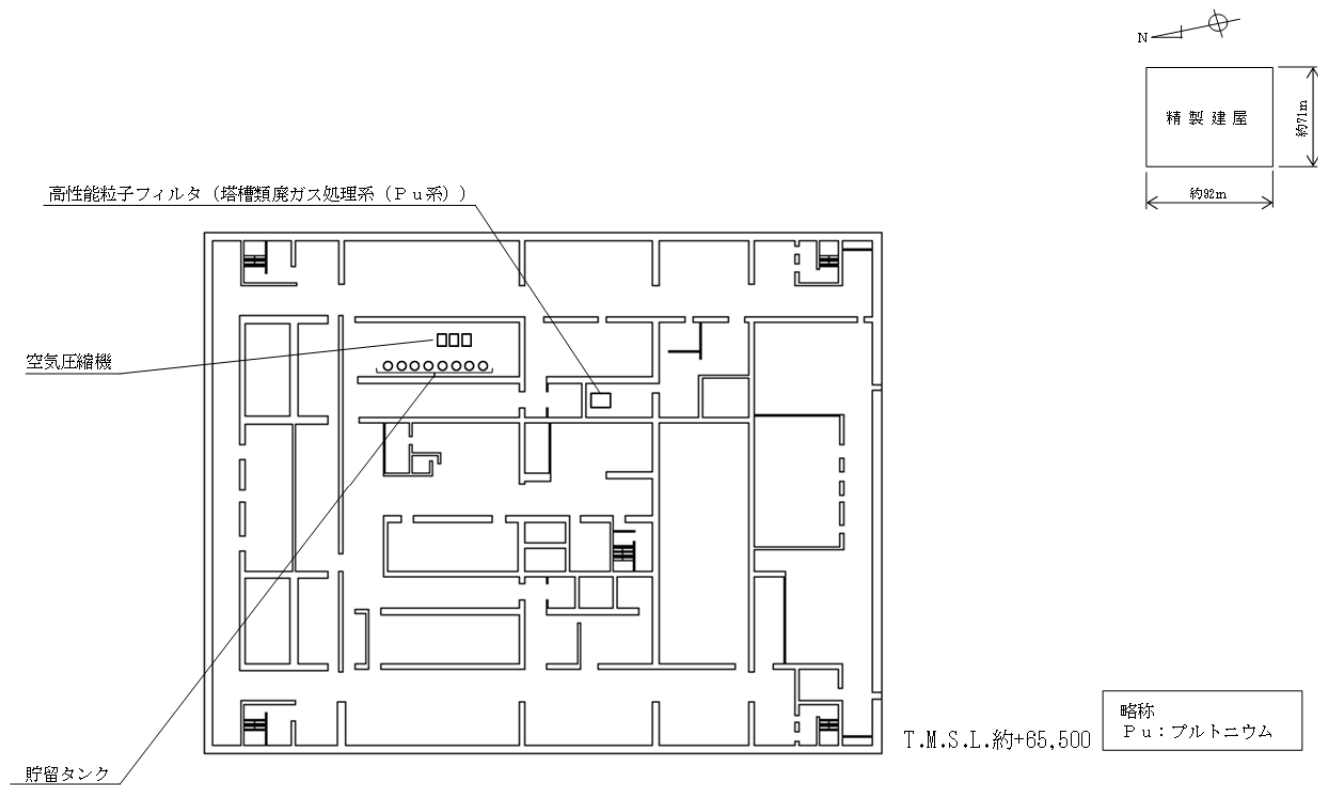
精製建屋 T B P等の錯体の急激な分解反応に対処するための設備の機器配置概要図
 (地上1階) (貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備)



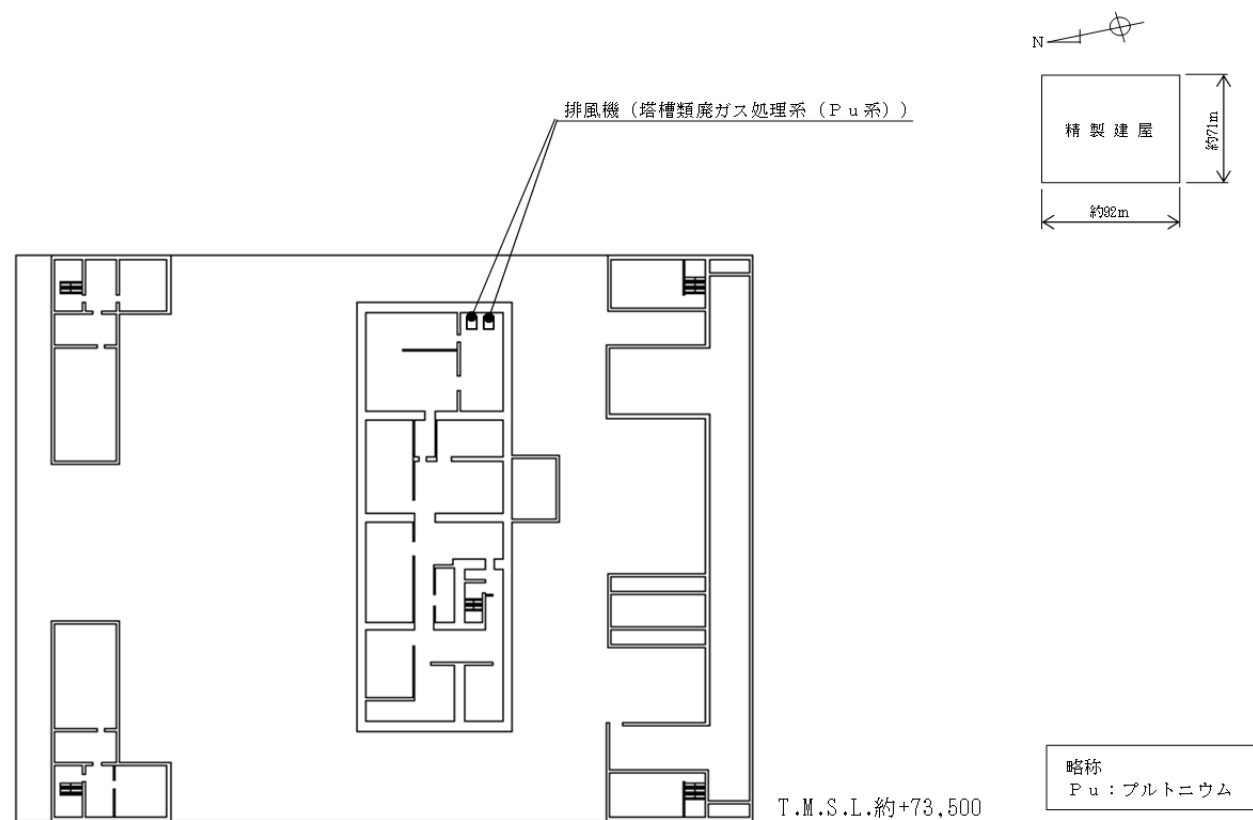
精製建屋 TBP等の錯体の急激な分解反応に対処するための設備の機器配置概要図
 (地上2階) (貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備)



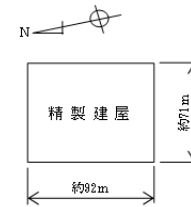
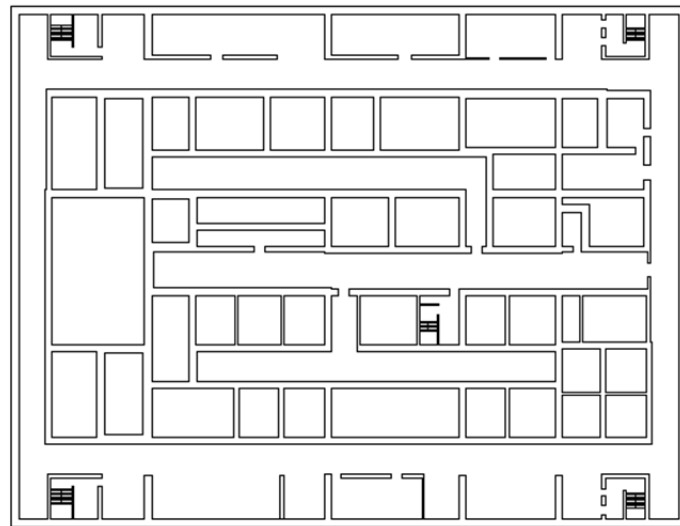
精製建屋 TBP等の錯体の急激な分解反応に対処するための設備の機器配置概要図
 (地上3階) (貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備)



精製建屋 TBP等の錯体の急激な分解反応に対処するための設備の機器配置概要図
(地上4階) (貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備)



精製建屋 TBP等の錯体の急激な分解反応に対処するための設備の機器配置概要図
 (地上5階) (貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備)

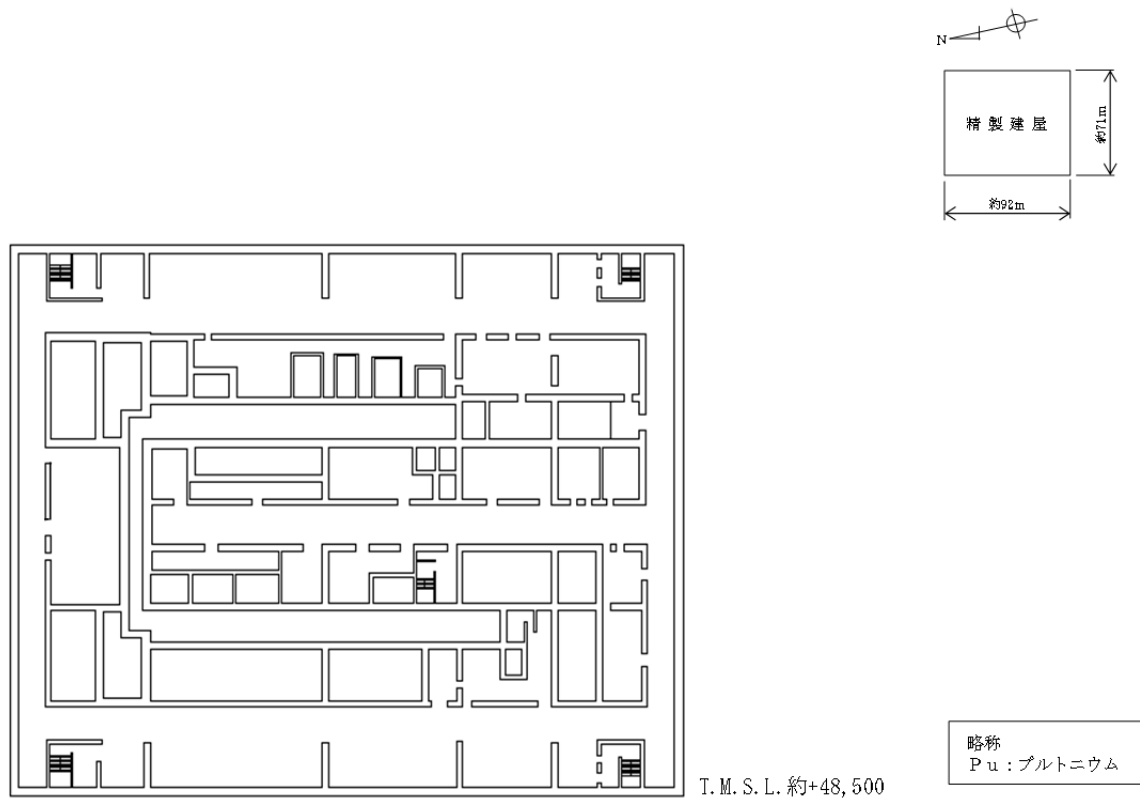


T.M.S.L.約+38,500

精製建屋 T B P等の錯体の急激な分解反応に対処するための設備の機器配置概要図
(地下3階) (放出低減対策に使用する設備)



精製建屋 TBP等の錯体の急激な分解反応に対処するための設備の機器配置概要図
 (地下2階) (放出低減対策に使用する設備)



精製建屋 T B P等の錯体の急激な分解反応に対処するための設備の機器配置概要図
 (地下1階) (放出低減対策に使用する設備)



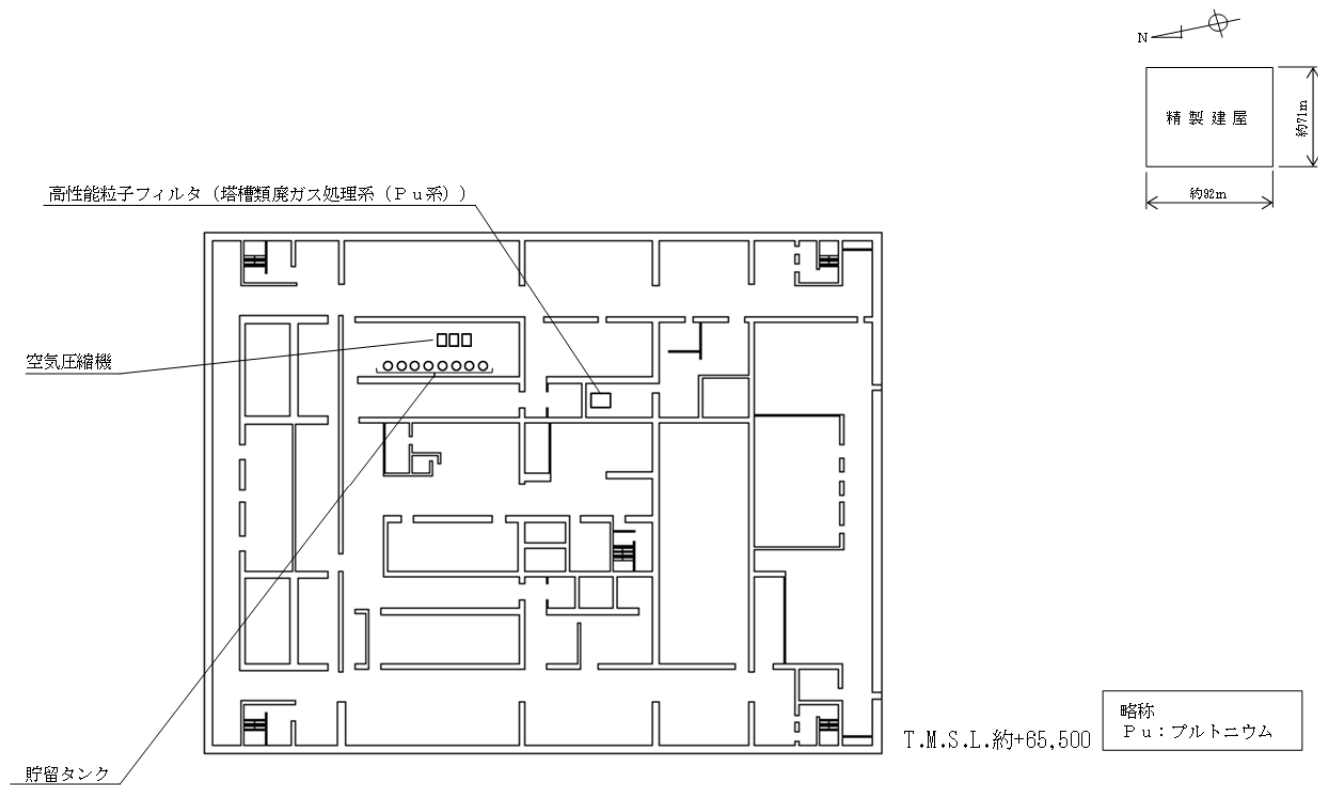
精製建屋 T B P等の錯体の急激な分解反応に対処するための設備の機器配置概要図
 (地上1階) (放出低減対策に使用する設備)



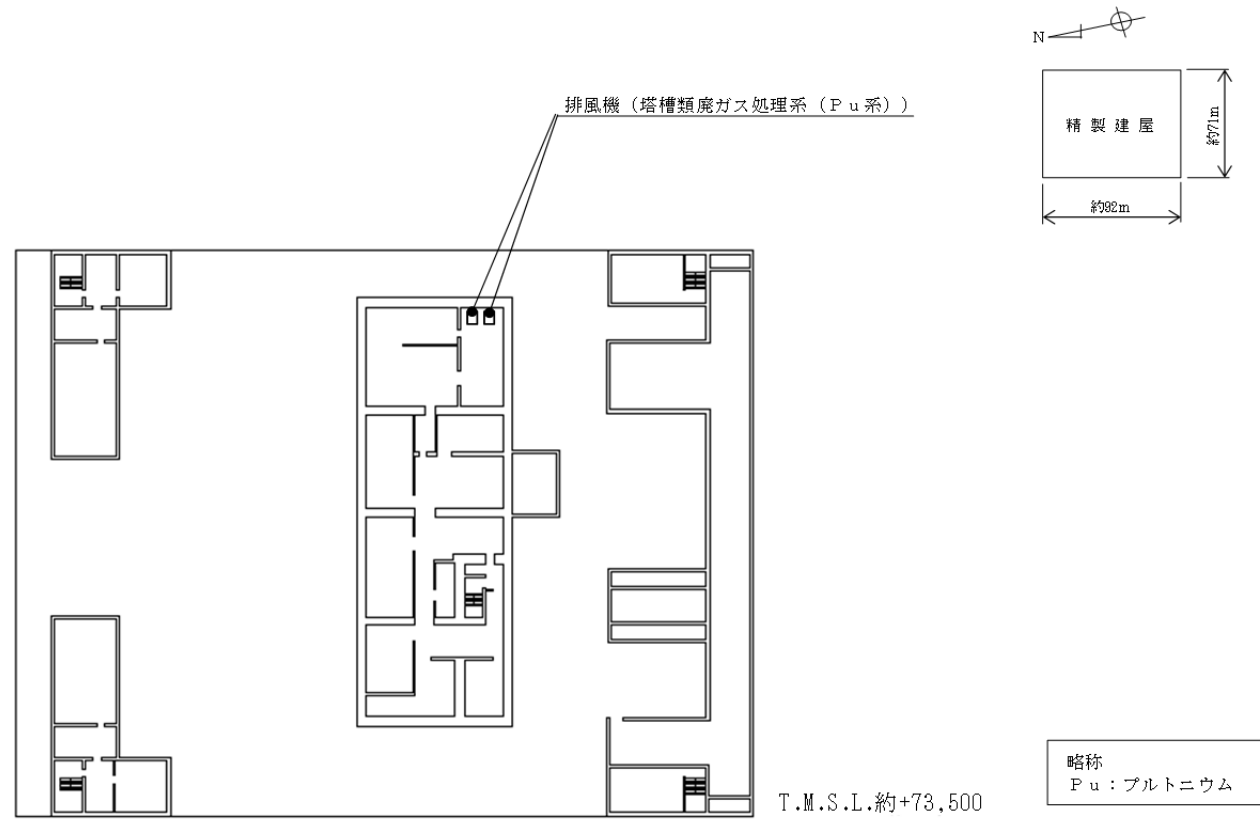
精製建屋 TBP等の錯体の急激な分解反応に対処するための設備の機器配置概要図
 (地上2階) (放出低減対策に使用する設備)



精製建屋 T B P等の錯体の急激な分解反応に対処するための設備の機器配置概要図
 (地上3階) (放出低減対策に使用する設備)



精製建屋 TBP等の錯体の急激な分解反応に対処するための設備の機器配置概要図
(地上4階) (放出低減対策に使用する設備)

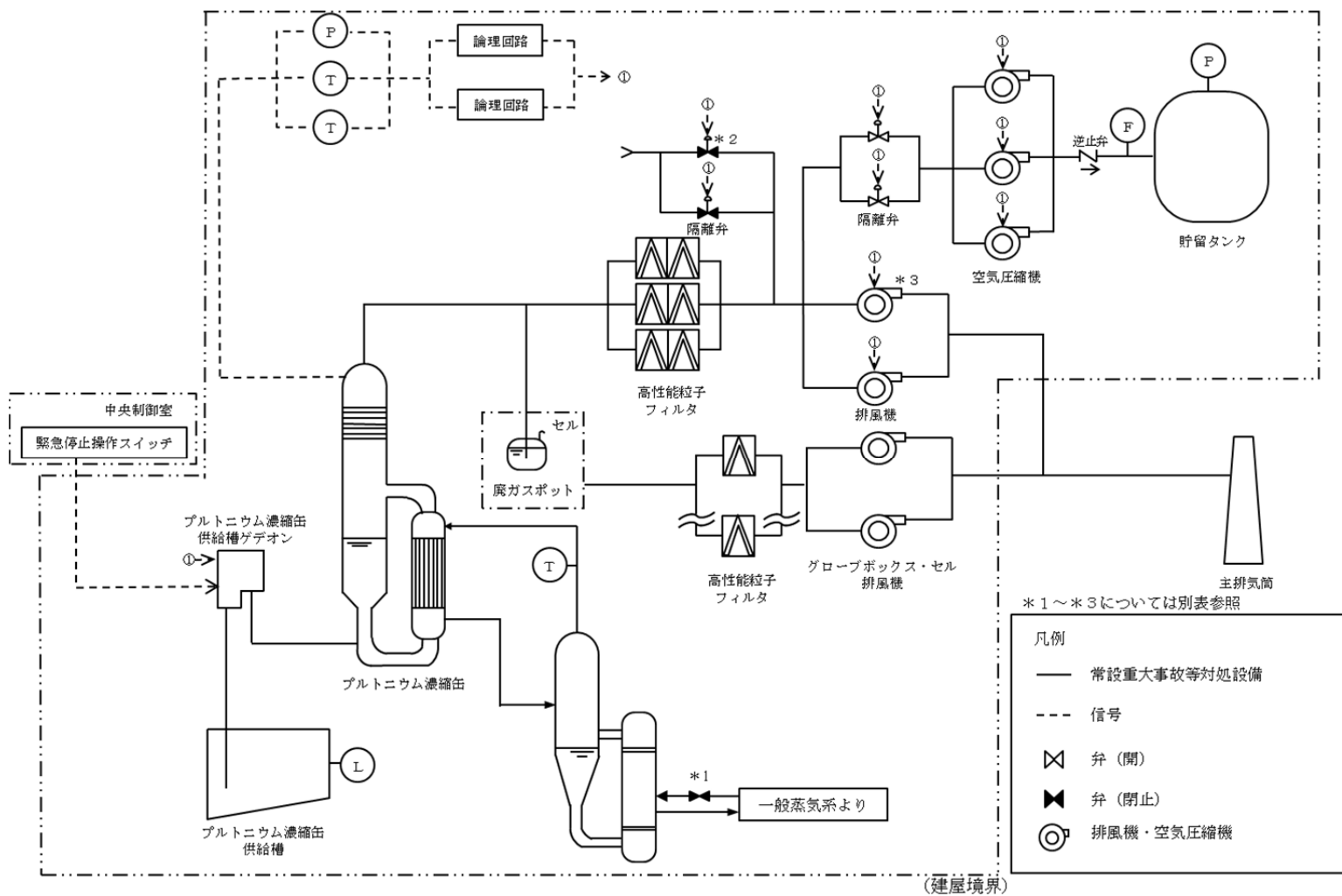


精製建屋 T B P等の錯体の急激な分解反応に対処するための設備の機器配置概要図
 (地上5階) (放出低減対策に使用する設備)

補足説明資料 2-3 (37条)

系統図

精製建屋



TBP 等の錯体の急激な分解反応に対処するための処置の系統概要図

別表 精製建屋 TBP 等の錯体の急激な分解反応に対処するための設備の操作対象機器リスト

加熱蒸気の供給停止

No.	機器名称	操作方法	操作箇所
* 1	蒸気発生器へ蒸気を供給する系統の手動弁	手動操作	精製建屋地下 2 階

貯留設備による放射性物質の貯留

No.	機器名称	操作方法	操作箇所
* 2	廃ガス処理設備の隔離弁	スイッチ操作	中央制御室
* 3	廃ガス処理設備の排風機	スイッチ操作	中央制御室

補足説明資料 2-4 (37条)

容量設定根拠

精製建屋

名 称		貯留設備
台数	系列	1
空気圧縮機の吐出圧力	MP a	約 0.76
空気圧縮機の運転方法	—	自動
貯留開始時間	分	T B P の錯体の急激な分解反応の検知を起点として1分以内
貯留タンクの容量	m ³	約 11m ³ 以上
貯留タンクの圧力	MP a	約 0.76
機器仕様に関する注記		—

【設定根拠】

貯留設備は、重大事故時に以下の機能を有する。

プルトニウム濃縮缶においてT B P の錯体の急激な分解反応が検知された場合、T B P の錯体の急激な分解反応の検知を起点として1分以内に、貯留設備への経路を確立し、自動的に放射性物質を含む気体を貯留設備の貯留タンクに導く。

貯留設備は、T B P の錯体の急激な分解反応の発生の検知を起点として、約1時間にわたって放射性物質を含む気体を貯留することとし、貯留設備の貯留タンクの容量は、T B P 等の錯体の急激な分解反応の発生を起点として約1時間にわたって塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）から流入する放射性物質を含む気体を貯留できるよう、必要な容量を確保する。

具体的には、塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）からT B P 等の錯体の急激な分解反応後に流入する空気量 42m³/h に、貯留期間1時間に乗じて求める。

塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）からT B P の錯体の急激な分解反応後に流入する空気量の設定においては、安全圧縮空気、一般圧縮空気、プロセス上必要な空気を考慮する。

貯留設備の貯留タンクには、放射性物質を含む気体を空気圧縮機により圧

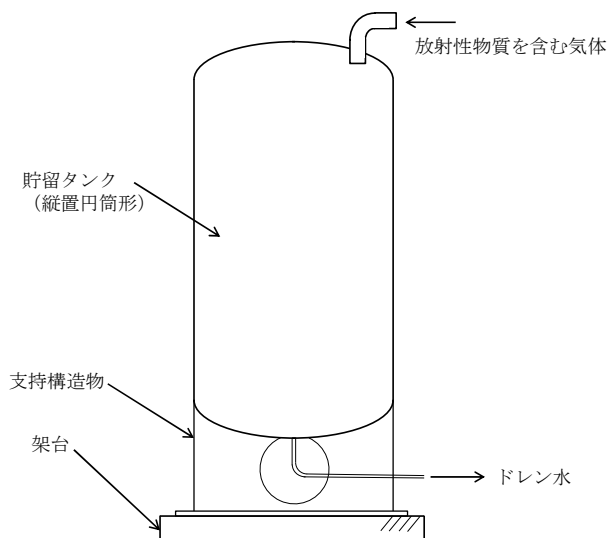
縮して導入することとし、空気圧縮機による圧縮能力を考慮して、貯留タンクの容量を決定する。具体的には下式により求める。

$$\begin{aligned}\text{貯留タンクの容量} &= 42\text{m}^3/\text{h} \times 1\text{h} \div (\text{空気圧縮機吐出圧力 (0.76 MP a)} / 0.103\text{MP a}) \\ &= \text{約 } 6\text{m}^3\end{aligned}$$

※臨界事故にて貯留タンクの容量は約11m³としており、TBP等の錯体の急激な分解反応における必要容量よりも大きいことから、臨界における評価結果を適用する。

貯留設備は、廃ガス処理系統に存在する水封部から、放射性物質を含む気体がセルに導出されることがないように圧力を制御することとするため、水封部からセル内の空気を多量に吸引することはないが、貯留タンクの容量の設定においては、上記の容量に余裕を見込んで設定する。

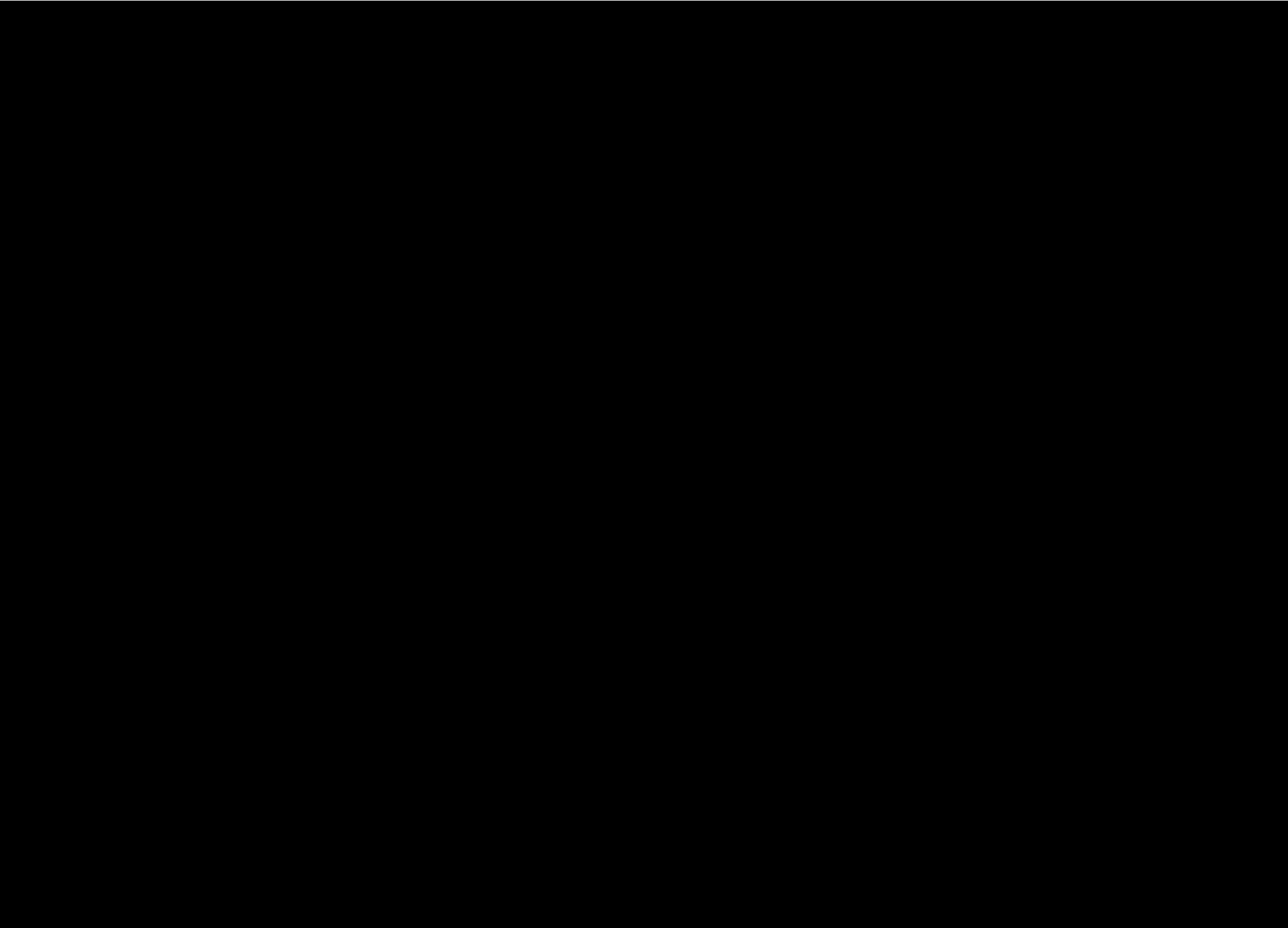
下記に、貯留タンクの外形図を示す。



補足説明資料 2-6 (3 7 条)

S Aバウンダリ系統図（参考図）

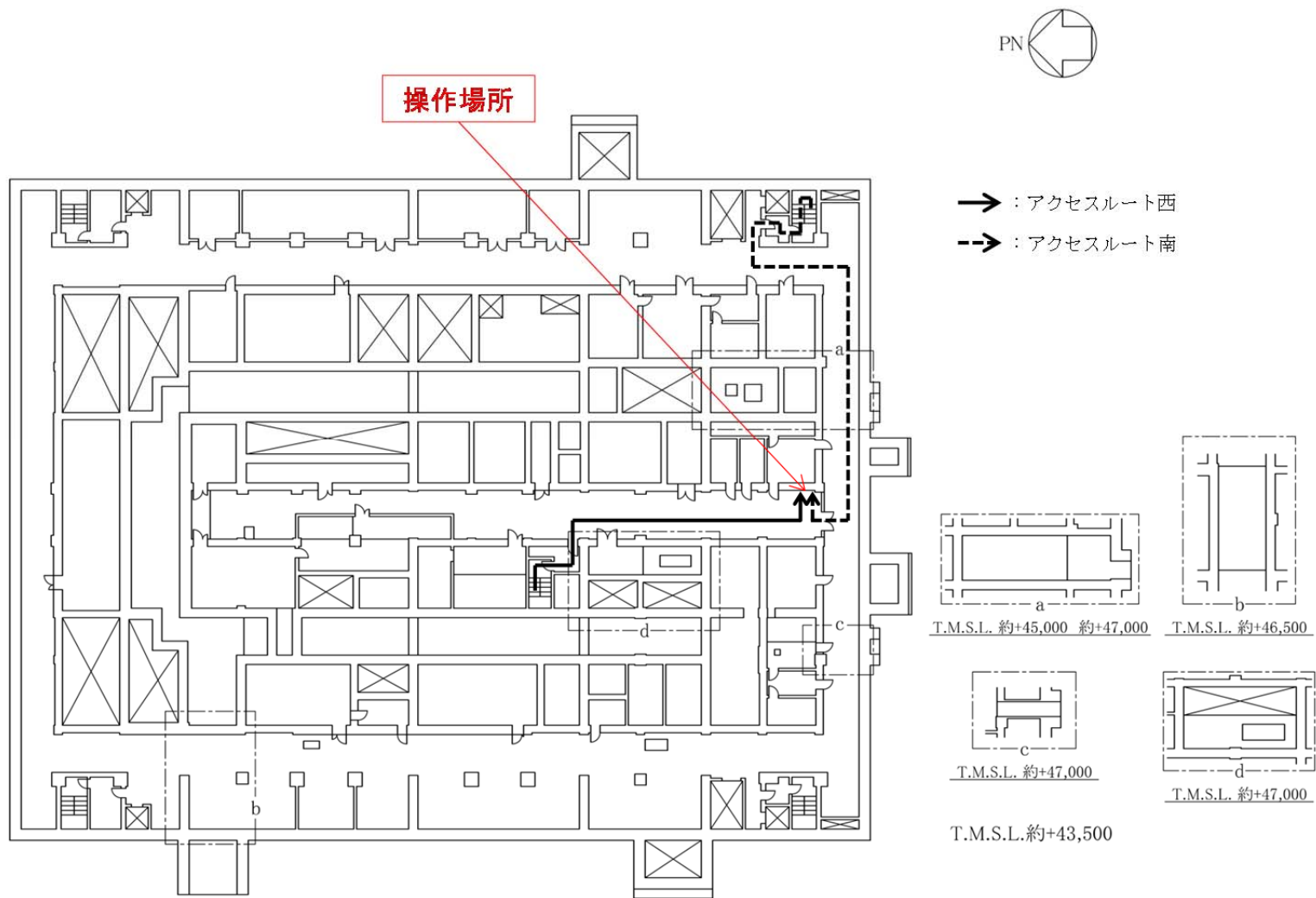
精製建屋



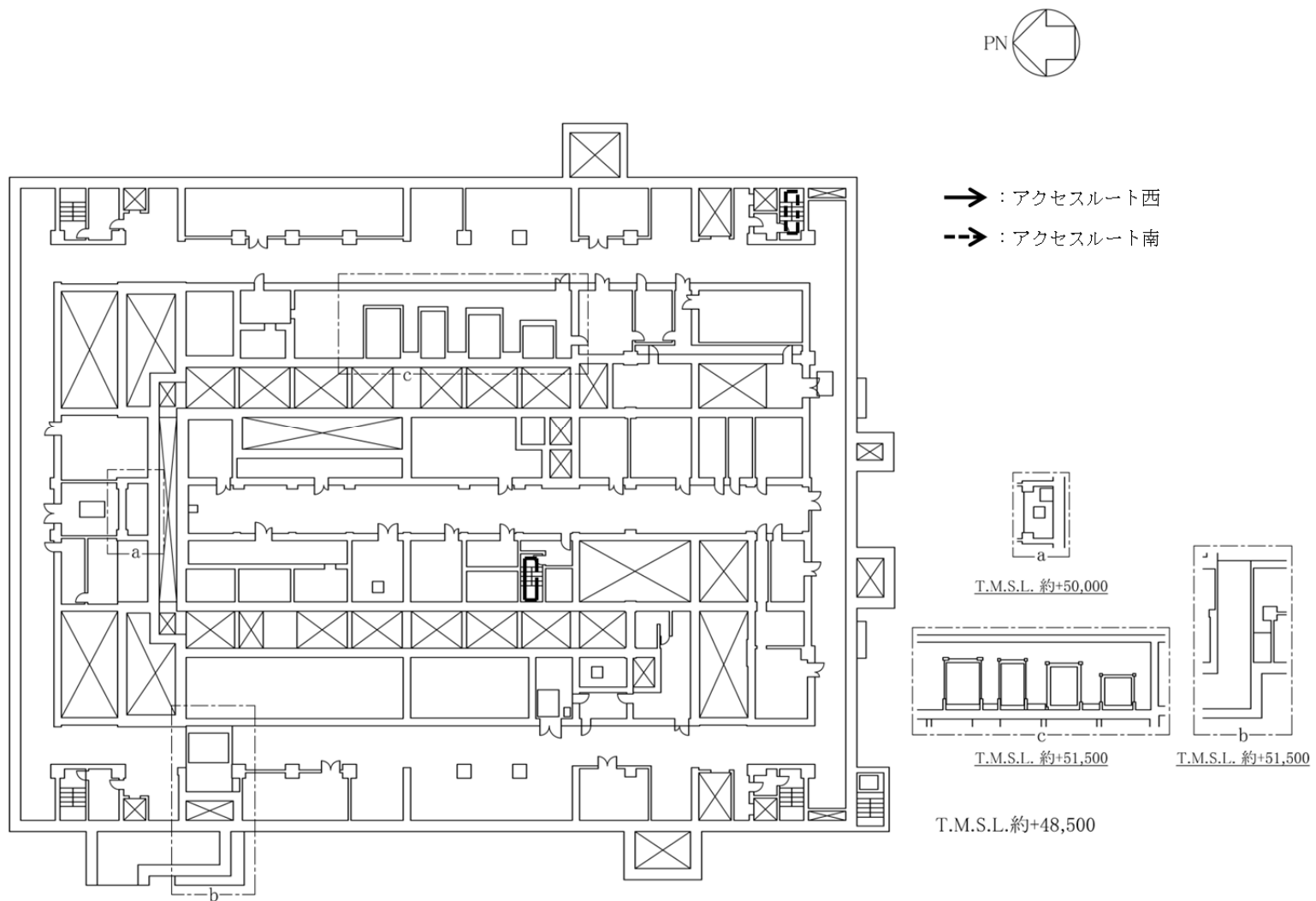
補足説明資料 2-7 (3 7 条)

アクセスルート図

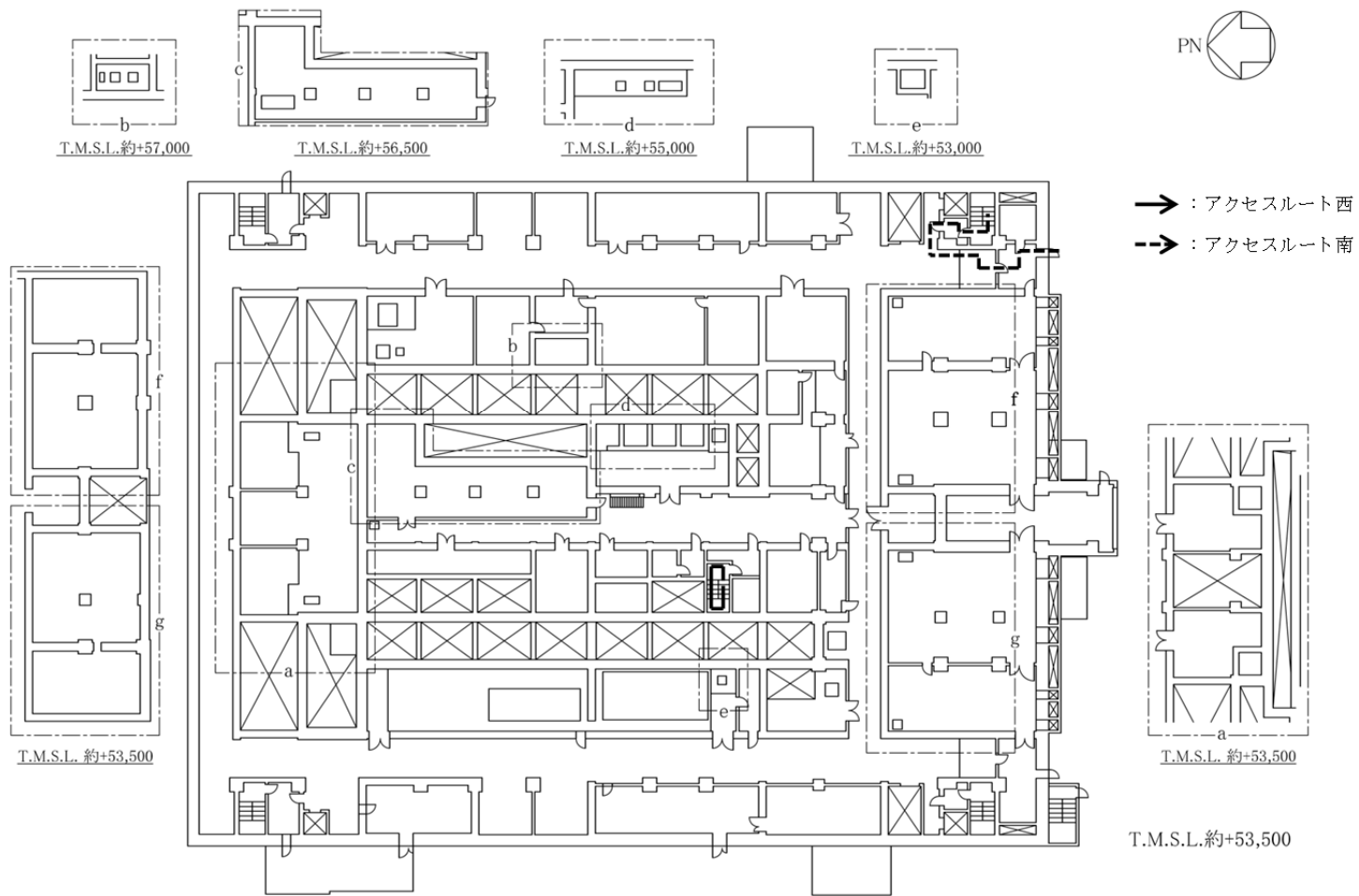
精製建屋



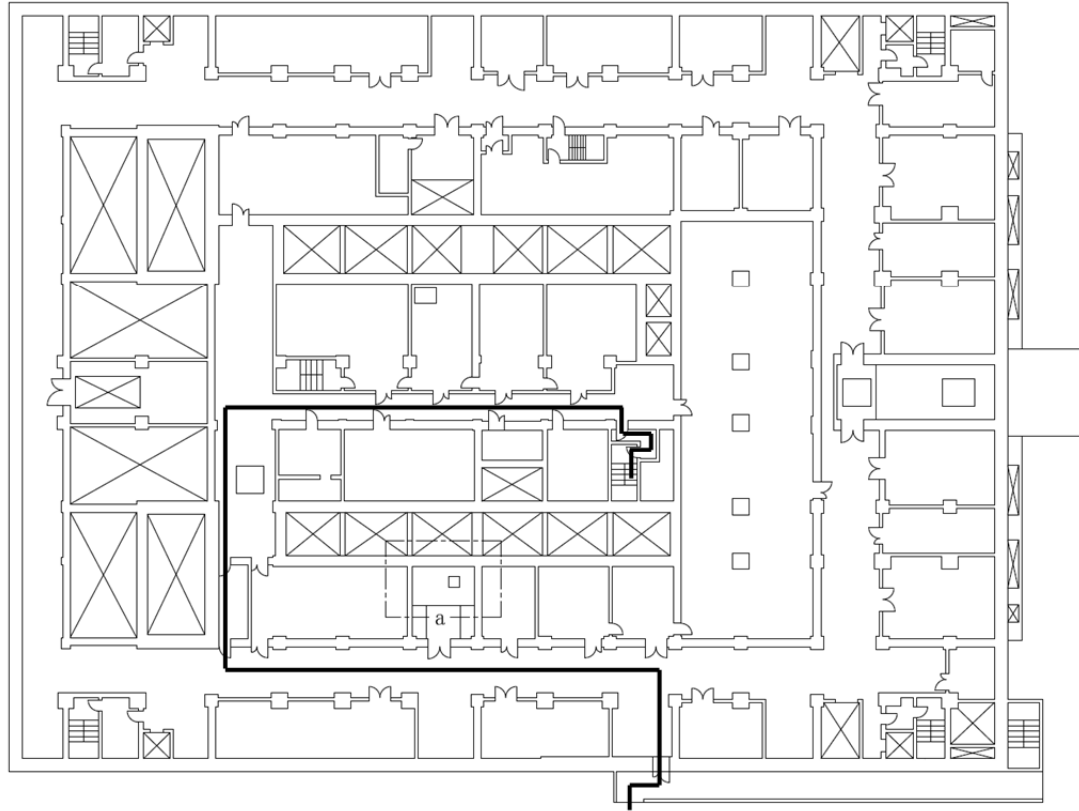
精製建屋 T B P 等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための措置のアクセスルート
 (地下 2 階) (加熱蒸気の供給停止)



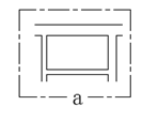
精製建屋 T B P 等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための措置のアクセスルート
 (地下 1 階) (加熱蒸気の供給停止)



精製建屋 T B P 等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための措置のアクセスルート
 (地上 1 階) (加熱蒸気の供給停止)



→ : アクセスルート西



T.M.S.L. 約+60,000

T.M.S.L. 約+60,500

精製建屋 T B P 等の錯体の急激な分解反応の拡大の防止のための措置のアクセスルート
(地上 2 階) (加熱蒸気の供給停止)

補足説明資料 2-8 (37条)

重大事故等対処に用いる計測制御設備の測定原理

精製建屋

1. T B P等の錯体の急激な分解反応に関する計装設備の仕様と環境

計装設備	計器仕様		計測タイミング	伝送可否
プルトニウム濃縮缶 供給槽液位計	計測方式	差圧式	計測タイミング：対策作業時 ①プルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオン停止後の液位確認	○
	測定原理	液浸配管をエアパージしたときの圧力により液位を測定する		
	計測範囲	貯槽の液高さ		
	計器精度	約±0.1%F.S		
プルトニウム濃縮缶 加熱蒸気温度計	計測方式	測温抵抗体	計測タイミング：対策作業時 ①蒸気発生器へ蒸気を供給する系統の手動弁閉止後の温度確認	○
	測定原理	金属の電気抵抗の測定により温度を測定する		
	計測範囲	0～150℃		
	計器精度	J I SクラスA		
プルトニウム濃縮缶 圧力計	計測方式	差圧式	計測タイミング：常時 ①T B P等の錯体の急激な分解反応の発生検知	○
	測定原理	プルトニウム濃縮缶をエアパージしたときの圧力を測定する		
	計測範囲	-24～2kPa（使用圧力最大14MPa）		
	計器精度	約±0.1%F.S		
プルトニウム濃縮缶 気相部温度計	計測方式	熱電対	計測タイミング：常時 ①T B P等の錯体の急激な分解反応の発生検知	○
	測定原理	熱電対の熱起電力により温度を測定する		
	計測範囲	0～200℃（接触温度最大350℃）		
	計器精度	J I Sクラス1		

計装設備	計器仕様		計測タイミング	伝送可否
プルトニウム濃縮缶 液相部温度計	計測方式	熱電対	計測タイミング：常時 ① T B P 等の錯体の急激な分解反応の発生検知	○
	測定原理	熱電対の熱起電力により温度を測定する		
	計測範囲	0～200℃（接触温度最大350℃）		
	計器精度	J I S クラス 1		
供給槽ゲデオン流量計	計測方式	差圧式	計測タイミング：対策作業時 ① プルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオン停止後の流量確認（プルトニウム濃縮缶供給槽液位計の機能喪失時）	○
	測定原理	ゲデオン内のオリフィス部を通過する際の差圧により流量を測定する		
	計測範囲	0～0.14 m ³ /h		
	計器精度	約±0.1 %F.S		
貯留設備の圧力計	計測方式	差圧式	計測タイミング：対策作業時 ① 貯留タンクへの導出時の圧力確認 ② 貯留完了後の圧力確認	○
	測定原理	圧力による素子等の変位量により圧力を測定する		
	計測範囲	0～1 MPa		
	計器精度	約±0.5 %F.S		
貯留設備の流量計	計測方式	差圧式	計測タイミング：対策作業時 ① 貯留タンクへの導出時の流量確認	○
	測定原理	圧力による素子等の変位量により圧力を測定する		
	計測範囲	0～100 Nm ³ /h		
	計器精度	約±4 %F.S		

伝送可否

○：伝送可能な計測機器 －：伝送しない情報

補足説明資料 2-9 (37条)

試験検査

補足説明資料 2-9 主要設備の試験・検査

(1) プルトニウム濃縮缶への供給を停止するための設備

a. TBP等の錯体の急激な分解反応の発生を検知する検出器およびプルトニウム濃縮缶への供給を停止するための設備の試験検査

再処理施設の状態	項目	内容
運転中	外観点検 パラメータ確認	外観上,異常が無いことを確認する。 計器について,値を確認する。
停止中	外観点検 動作確認	外観上,異常が無いことを確認する。 模擬入力等により,問題なく動作することを確認する。

b. 緊急停止系, 中央制御室の緊急停止操作スイッチの試験検査

再処理施設の状態	項目	内容
停止中	外観点検 動作確認	外観上,異常が無いことを確認する。 模擬入力等により,問題なく動作することを確認する。

(2) 加熱蒸気の供給を停止するための設備

a. T B P等の錯体の急激な分解反応の発生を検知する検出器の試験検査

再処理施設の状態	項目	内容
運転中	外観点検 パラメータ確認	外観上, 異常が無いことを確認する。 計器について, 値を確認する。
停止中	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。

b. 蒸気発生器へ蒸気を供給する系統の手動弁の試験検査

再処理施設の状態	項目	内容
運転中	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。
停止中	分解点検(動作確認 含む) 漏えい確認 外観点検	分解して状態確認後, 消耗品を交換する。 組み立て後, 異常無く動作することを確認する。 外観上, 異常が無いことを確認する。

(3) 貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備

a. 貯留設備及び廃ガス処理設備の試験検査

再処理施設の状態	項目	内容
停止中	分解点検(単体作動確認含む) 外観点検	分解して状態確認後、消耗品を交換する。組み立て後、異常無く動作することを確認する。 外観上、異常が無いことを確認する。
停止中	外観点検	外観上、異常が無いことを確認する。

b. 廃ガス処理設備（排風機）の試験検査

再処理施設の状態	項目	内容
運転中	外観点検 起動試験	外観上、異常が無いことを確認する。 運転号機の切替実施の後、運転状態を確認する。
停止中	分解点検(単体作動確認含む) 外観点検	分解して状態確認後、消耗品を交換する。組み立て後、異常なく動作することを確認する。 外観上、異常が無いことを確認する。

c. 廃ガス処理設備（高性能粒子フィルタ）の試験検査

再処理施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	外観点検	外観上、異常が無いことを確認する。
	パラメータ確認(差圧)	フィルタ差圧を確認する。

d. 貯留設備（空気圧縮機）の試験検査

再処理施設の状態	項目	内容
運転中	外観点検 起動試験	外観上，異常が無いことを確認する。 運転号機の切替実施の後，運転状態を確認する。
停止中	分解点検(単体作動 確認含む) 外観点検	分解して状態確認後，消耗品を交換する。組み立て後，異常なく動作することを確認する。 外観上，異常が無いことを確認する。

e. 貯留設備（貯留タンク）の試験検査

再処理施設の状態	項目	内容
運転中	外観確認	外観上，異常が無いことを確認する。
停止中	漏えい確認	漏えい確認を実施する。

f. 貯留設備の圧力計，流量計の試験検査

再処理施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	校正	校正を行う。
	動作確認	機能・性能（特性確認等）を確認する。
	外観点検	外観上，異常が無いことを確認する。

g. 貯留設備による放射性物質の貯留に使用する設備の機能性能試験

再処理施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	機能性能試験	廃ガス処理設備から貯留設備への系統の切り替えが実施できることを確認する。

(4) 放出低減対策のための設備

a. 廃ガス処理設備（排風機）の試験検査

再処理施設の状態	項目	内容
運転中	外観点検 起動試験	外観上、異常が無いことを確認する。 運転号機の切替実施の後、運転状態を確認する。
停止中	分解点検(単体作動確認含む) 外観点検	分解して状態確認後、消耗品を交換する。組み立て後、異常なく動作することを確認する。 外観上、異常が無いことを確認する。

b. 廃ガス処理設備（高性能粒子フィルタ）の試験検査

再処理施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	外観点検	外観上、異常が無いことを確認する。
	パラメータ確認 (差圧)	フィルタ差圧を確認する。

c. 建屋換気設備（設計基準設備兼用）（グローブボックス・セル排風機）の試験検査

再処理施設の状態	項目	内容
運転中	外観点検 起動試験	外観上、異常が無いことを確認する。 運転号機の切替実施の後、運転状態を確認する。
停止中	分解点検(単体作動確認含む) 外観点検	分解して状態確認後、消耗品を交換する。組み立て後、異常なく動作することを確認する。 外観上、異常が無いことを確認する。

d. 廃ガス処理設備（セル排気フィルタユニット）の試験検査

再処理施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	外観点検	外観上，異常が無いことを確認する。
	パラメータ確認(差圧)	フィルタ差圧を確認する。